

# 長井市ごみ処理基本計画

## 中間見直し

令和6年4月

長 井 市



# 目 次

## 第1章 一般廃棄物処理計画

### 第1節 計画の概要

- 1 計画の策定の目的 . . . . . 4
- 2 計画の位置づけ . . . . . 4
- 3 計画の範囲 . . . . . 5

### 第2節 廃棄物・リサイクル関連の動向

- 1 法制度 . . . . . 6
- 2 国の動向 . . . . . 7
- 3 県の動向 . . . . . 8

## 第2章 地域の概要

### 第1節 市の特性

- 1 市域の概要 . . . . . 10
- 2 人口、世帯数の動向 . . . . . 11
- 3 産業の動向 . . . . . 13

### 第2節 ごみ処理の現状と課題

- 1 ごみの区分 . . . . . 14
- 2 ごみ処理事業の経緯 . . . . . 16
- 3 ごみ処理の流れ . . . . . 17
- 4 ごみの排出抑制、リサイクル推進のための取組み状況 . . 18
- 5 ごみ排出量 . . . . . 18
- 6 ごみの処理方法 . . . . . 21
- 7 ごみの処分量 . . . . . 23
- 8 ごみ処分の評価 . . . . . 25
- 9 ごみ処理の現状と課題 . . . . . 26

### 第3節 ごみ処理・排出量の予測

- 1 ごみ処理量の予測方法 . . . . . 28
- 2 ごみ処理量の予測結果 . . . . . 29

### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 第1節 基本方針

- 1 市民啓発の推進 . . . . . 3 4
- 2 分別の徹底によるごみの減量化と資源の推進 . . . . . 3 4
- 3 ごみの適正処理 . . . . . 3 4
- 4 ごみの最終処分量の削減 . . . . . 3 4

#### 第2節 数値目標

- 1 1人1日あたりのごみ排出量 . . . . . 3 6
- 2 リサイクル率 . . . . . 3 6
- 3 ごみの総排出量 . . . . . 3 7
- 4 資源化量 . . . . . 3 7

#### 第3節 施策体系

- 1 市民啓発の推進 . . . . . 3 9
- 2 分別の徹底によるごみの減量化と資源化の推進 . . . . . 3 9
- 3 ごみの適正処理 . . . . . 4 1
- 4 ごみの最終処分量の削減 . . . . . 4 2

#### 第4節 市民や事業者との連携による取組み

- 1 市民の役割 . . . . . 4 4
- 2 事業者の役割 . . . . . 4 4

### 第4章 計画の推進と進行管理

#### 第1節 計画の推進体制 . . . . . 4 7

#### 第2節 計画の進行管理 . . . . . 4 7

---

## 第 1 章      計画の概要

## 第1節

## 計画の概要

### 1 計画策定の目的

本市では、平成30年度に「一般廃棄物処理基本計画<sup>1</sup>」を策定し、ごみの減量や資源のリサイクルを進めるとともに、プラスチック製容器包装類などの分別収集や大型ごみの有料戸別収集などを実施してきました。

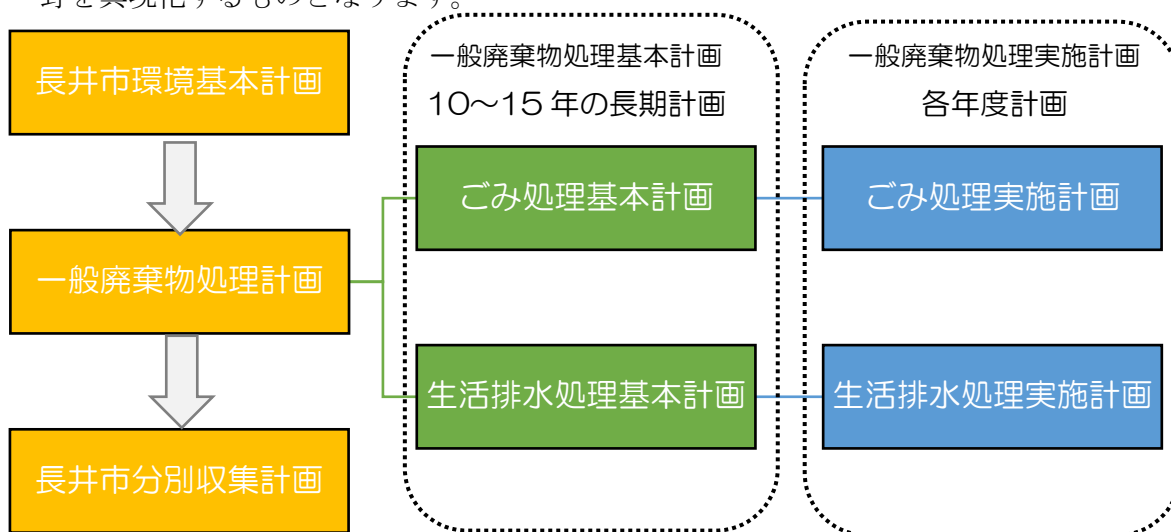
一方、国においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」が施行され、「廃棄物処理法」や資源の有効利用促進に関する各種法令の整備を行い、3Rの推進による循環型社会の構築を目指してきました。

平成25年4月には、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、本市においても回収対象品目を絞り、使用済小型電子機器の資源化に向けて取り組んできました。また、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど廃棄物処理に関する情勢が日々変化しています。

こうした国の動向、本市におけるごみ処理の現状や新たな課題を踏まえ、更なるごみの減量や資源化を促進し、本市にふさわしい循環型社会の形成を図るため「長井市ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）が平成30年に策定され、概ね5年経過後に見直しを行うこととしており、この度見直しをすることとします。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、本市における一般廃棄物の適正な処理を行うために策定するもので、令和6年3月に策定された『長井市環境基本計画（第4次）』の計画の目標である「みんなで繋ぐ豊かな自然と共生する循環のまち長井」を実現するための循環型社会の形成に関する分野を具現化するものとなります。



<sup>1</sup> 一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、計画的に一般廃棄物処理を推進していくため、本市が長期的・総合的視点に立って定めなければならないこととされています。

本計画の期間は、平成 30 年から令和 9 年までの 10 年間とします。

|        | H30       | R1 | R2 | R3 | R4 | R5  | R6  | R7 | R8 | R9 |
|--------|-----------|----|----|----|----|-----|-----|----|----|----|
| 内<br>容 | 全 計 画 期 間 |    |    |    |    |     |     |    |    |    |
|        | 前 期       |    |    |    |    | 見直し | 後 期 |    |    |    |
|        |           |    |    |    |    |     |     |    |    |    |

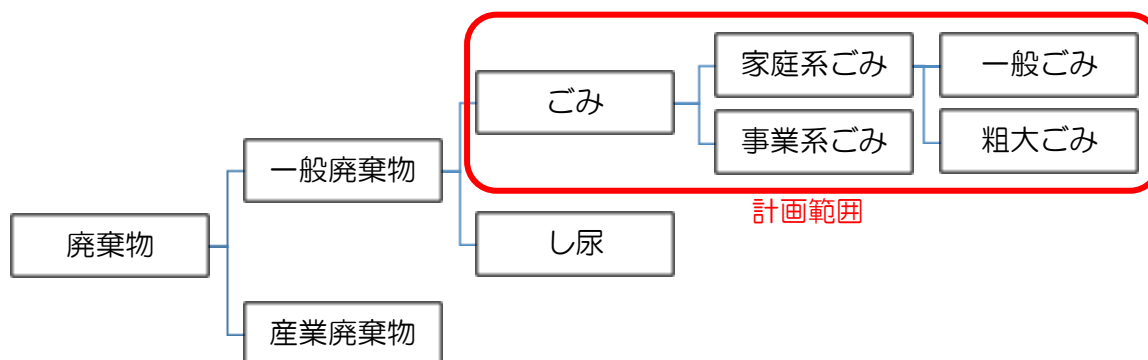
※なお、計画策定の前提となっている国や本市の基本方針をはじめ、社会情勢などの諸条件に大きな変動があった場合は、適宜、見直しをするものとします。

### 3

## 計画の範囲

本計画の対象区域は、長井市全域とします。

本計画の範囲は、対象区域で発生する一般廃棄物の減量をはじめ、分別、収集運搬、中間処理、資源化、最終処分までを含むものとし、対象となる廃棄物は、排出段階では対象区域から排出される一般廃棄物のほか集団資源回収や不法投棄されたごみなども対象とし、処理段階では本市が自ら処理・処分する一般廃棄物のみならず、民間業者が処理・処分する一般廃棄物を含めるものとします。



## 第2節

## 廃棄物・リサイクル関連の動向

### 1

### 法制度

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」などリサイクル関連の法律等の関係法令に配慮して策定するものです。廃棄物リサイクルに関する法制度の体系を以下に示します。



(1) 廃棄物処理法に基づく基本方針の変更について<sup>2</sup>

廃棄物の減量化の目標については、以下のとおり定めました。

## ① 廃棄物処理法に基づく基本方針（令和 5 年 6 月）での目標

| 指 標              | 目標年    | 目 標              |
|------------------|--------|------------------|
| 一般廃棄物の排出量        | 令和 7 年 | 平成 24 年度比 16%削減  |
| 一般廃棄物の最終処分量      | 令和 7 年 | 平成 24 年度比約 31%削減 |
| 一般廃棄物の出口側の循環利用率  | 令和 9 年 | 28%              |
| 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 | 令和 7 年 | 約 440g/人/日       |

## ② その他（食品ロス、家電リサイクル法並びに小型家電リサイクル法）での目標値

| 指 標                                                 | 目 標                   | 状 況             |
|-----------------------------------------------------|-----------------------|-----------------|
| 小売業者が家電法に基づく引取義務を負わない特定家電用機器一般廃棄物の回収体制を構築している市町村の割合 | 100%<br>(家電リサイクル法)    | 平成 25 年度現在 59%  |
| 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合                     | 80%以上<br>(小型家電リサイクル法) | 平成 26 年現在 43.3% |

<sup>2</sup> 国は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）について、令和 5 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、また、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成 22 年 1 月 25 日中央環境審議会）等を踏まえ、所定の変更を行いました。

## (2) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が平成 30 年 6 月に閣議決定されました。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、現在の循環型社会の状況を踏まえて第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取引等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、①持続可能な社会づくりとの統合的取組②地域循環共生圏による地域の活性化③ライフサイクル全体での資源循環の徹底④適正処理の推進と環境共生⑤万全な災害廃棄物処理体制の構築⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開⑦循環分野における基盤整備の 7 つの方向性を描きました。

また、循環型社会形成のための数値目標を拡充し、一般廃棄物の減量化に関する取組目標については、以下のとおり目標を設定しました。

第四次循環型社会形成推進基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

| 取 組 指 標                                   | 目標年        | 目 標           |
|-------------------------------------------|------------|---------------|
| 一般廃棄物の排出量<br>(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)          | 令和<br>7 年度 | 約 3,800 万トン   |
| 1 人 1 日あたりの家庭系のごみ排出<br>量 (集団回収量、資源ごみ等を除く) |            | 440 g / 人 / 日 |
| 事業系ごみ排出量<br>(事業系ごみ「総量」)                   |            | 約 1,100 万トン   |

## 3

## 県の動向

山形県は、「山形県循環型社会形成推進計画」(ごみゼロやまがた推進プラン)を平成 18 年 3 月に策定し、ごみゼロやまがた県民運動の展開、リサイクル施設整備への支援、不法投棄をはじめとする不適正処理の改善に取り組んできました。

また、平成 24 年 3 月に「第 2 次山形県循環型社会形成推進計画」を策定し、前計画の理念を継承しながら、地球温暖化問題などへの対応を含め、引き続き長期目標である「ごみゼロやまがたの実現」を目指して取り組むべき施策をより効果的にかつ的確に推進してきました。

令和 2 年 8 月には、「ゼロカーボンやまがた 2050 宣言」を行い、温室効果ガスの県内排出量のうち、廃棄物部門からの排出分が約 3%と推計されています。温室効果ガスの削減のため様々な分野において 3 R の推進が求められています。

これらの課題に対し、令和 3 年 3 月に「第 3 山形県循環型社会形成推進計画」策定し、温室効果ガス削減のため、効果的かつ的確に 3 R の推進に取り組んでいます。

---

## 第 2 章      地域の概要

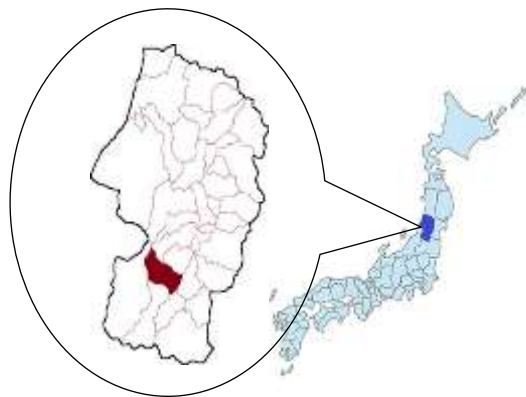
## 市域の概況

## (1) 地域概況

本市は、山形県の南部である置賜地域の北西部に位置し、西は朝日連峰の険しい山岳地帯にあり、東は出羽丘陵地帯に囲まれ、その両山系間を南より北に最上川が貫流し、朝日山系を源とする野川が市の中央部を流れています。また飯豊山系を源とする白川は、市の南部を流れて最上川に合流しています。

市域は東西 20.4 k m、南北 22.7 k m、総面積は 214.69 k m<sup>2</sup> となっております。

なお、本市は周辺の米沢市、南陽市、白鷹町、飯豊町、小国町、高畠町、川西町の 3 市 5 町で「置賜広域行政事務組合」を構成し、ごみの広域処理を実施しています。



## (2) 気候

山形地方気象台による本市の観測結果によると、令和 3 年度の年平均気温は 11.4° C となっております。また、同年の降水量は年間 1772.0 mm で、平年の 1652.3 mm に比べ 120 mm 以上多くなっています。近年の傾向として、7、8 月の高温の日（夏日）が長く続く状況となっており、温暖化の影響と思われる線状降水帯の発生によるゲリラ豪雨が発生し、全国的に豪雨や台風による被害が毎年多発しています。



## (1) 人口及び世帯数の推移

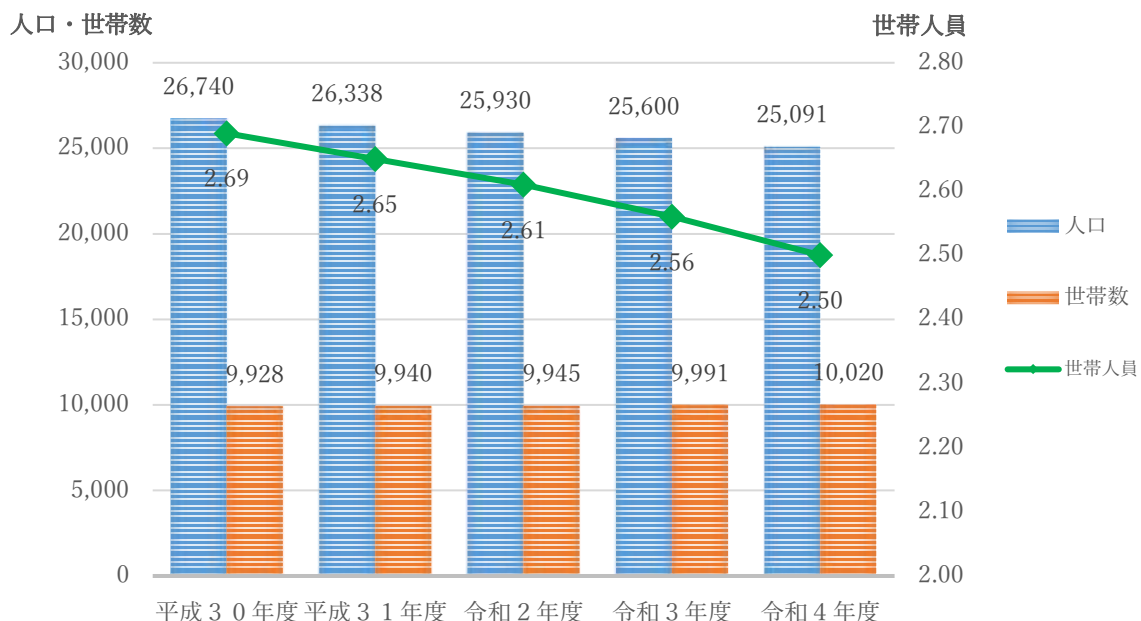
令和4年10月1日現在における人口は25,091人です。男性は12,258人、女性は12,833人となっています。平成21年2月末に初めて3万人を割り込み、その後は徐々に減少を続けています。

また、令和4年10月1日現在における世帯数は10,020世帯、平均世帯人員は2.50人/世帯となっています。近年、世帯数は増加傾向、平均世帯人員は減少傾向で推移しています。

## 人口と世帯数の推移

| 年度     | 区分 | 人口（人）  | 世帯数（世帯） | 世帯人員（人／世帯） |
|--------|----|--------|---------|------------|
| 平成30年度 |    | 26,740 | 9,928   | 2.69       |
| 令和元年度  |    | 26,338 | 9,940   | 2.65       |
| 令和2年度  |    | 25,930 | 9,945   | 2.61       |
| 令和3年度  |    | 25,600 | 9,991   | 2.56       |
| 令和4年度  |    | 25,091 | 10,020  | 2.50       |

（注）各年3月31日現在の人口



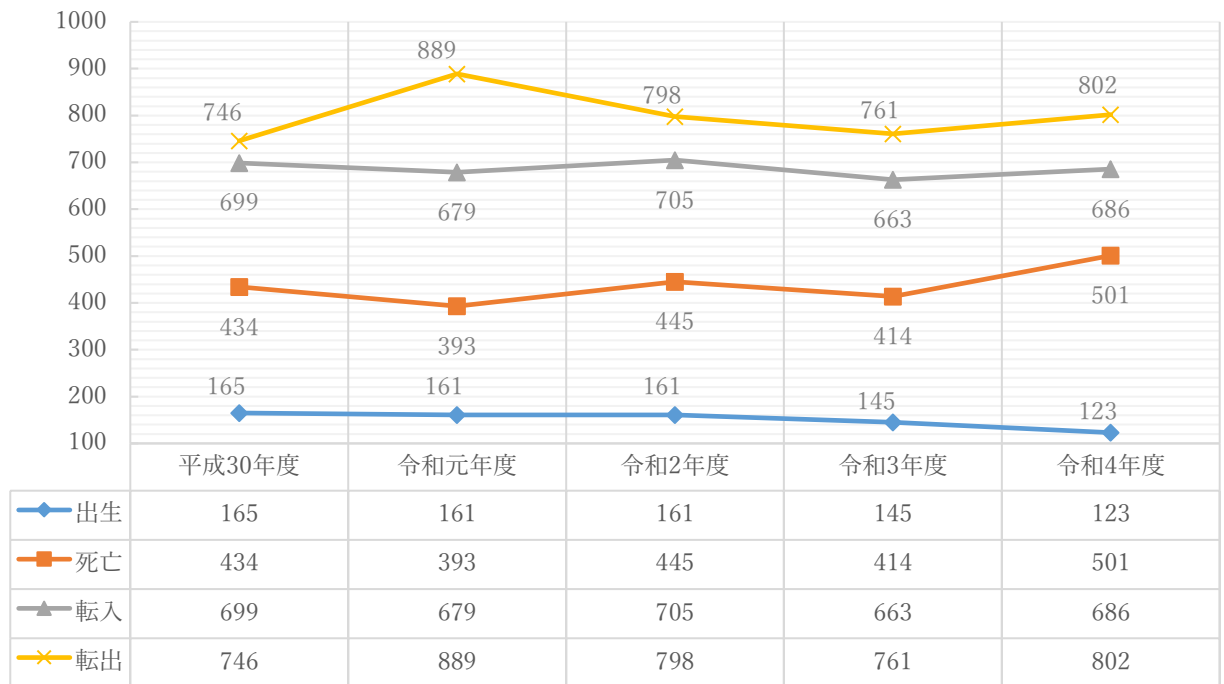
## (2) 人口動態

人口動態は、自然動態（出生・死亡）と社会動態（転入・転出）<sup>3</sup>の2つの要素によ

<sup>3</sup> 自然動態は、出生数が死亡数を上回る場合に「増加」、下回る場合に「減少」となります。社会動態は、転入数が転出数を上回る場合に「増加」、下回る場合に「減少」となります。

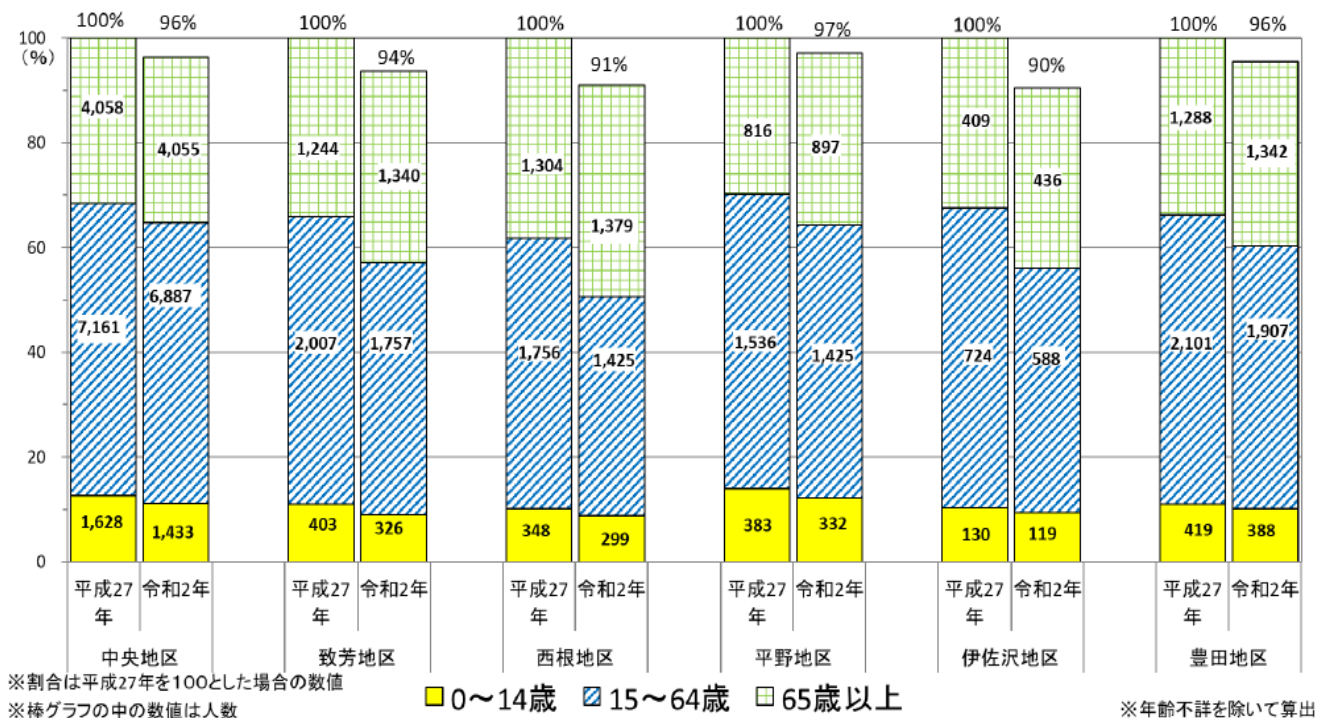
り示されます。

本市では、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向で推移しており、令和4年度の出生数は123人に対し、死亡数は501人で4.1倍となっています。また、転入数は686人に対し、転出数は802人で1.2倍となっております。



### (3) 人口及び世帯に関する特徴

年齢3区分別人口及び世帯をみると、65歳以上の人口及び世帯は増加傾向、15～64歳の人口、15歳未満の人口はいずれも減少傾向で推移しています。



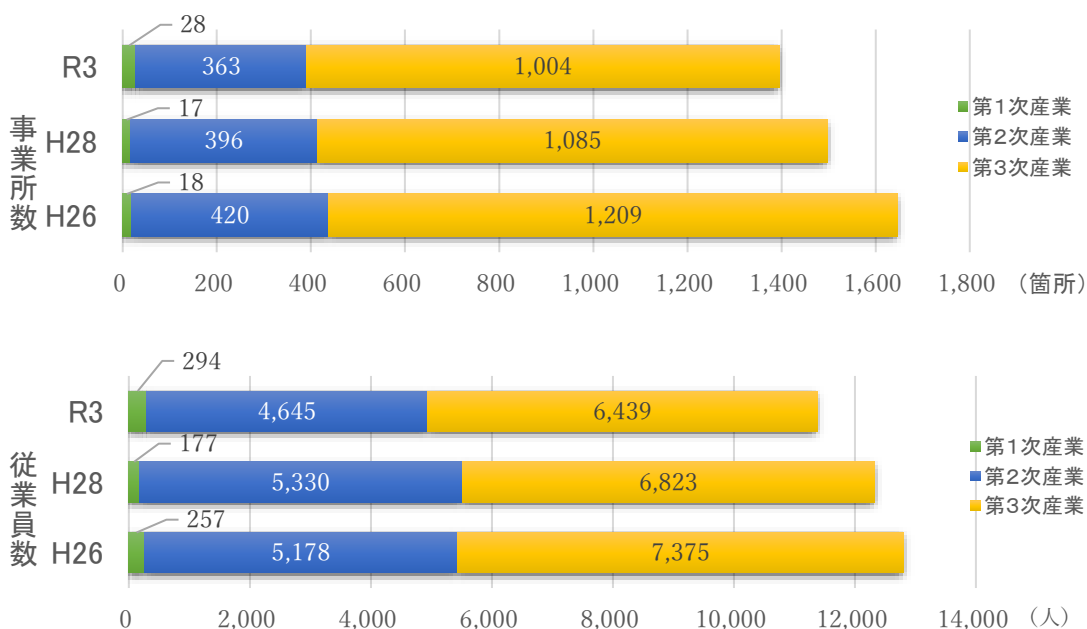
## 3

## 産業の動向

令和3年における事業所数は1,395事業所、従業者数は11,378人です。事業所で最も占める割合の大きいものは「第3次産業」で70%以上を占めており、従業者数はおおよそ57%となっています。また、市域における事業所数、従業者数は平成2年から減少傾向で推移しています。

令和3年における事業所数を産業分類別にみると、「卸売業、小売業」が356事業所で最も多く、次いで「建設業」、「製造業」などとなっています。従業者数を産業分類別にみると、「製造業」が最も多く、次いで「卸売、小売業」、「医療、福祉」などとなっています。

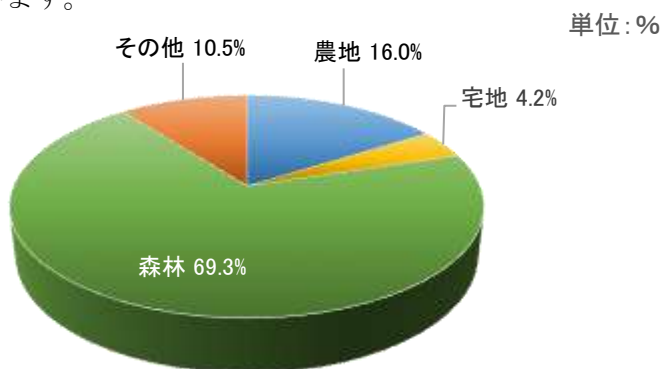
## 事業所・従業者数の推移



## 4

## 土地利用の状況

土地利用状況を見ると、本市は森林が最も多く69.3%を占め、次いで農地が16.0%、宅地が4.2%となっています。



## 第 2 節

## ごみ処理の現状と課題

### 1

### ごみの区分

#### (1) 家庭系ごみ

家庭から排出されるごみ（以下「家庭系ごみ」という。）の品目別のごみ出しの方法を以下に示します。

#### ごみの分別区分と排出方法

（令和 6 年 3 月現在）

| 分別区分    |              | 具体的な内容                                                                 | 排出場所                  | 排出形態                 | 収集       |
|---------|--------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------|----------|
| 燃やせるごみ  |              | 台所のごみ、紙くず、紙おむつ、ひと洗いしても汚れが落ちない容器包装プラスチック、ビデオテープ、ズック、カバン、庭木の剪定枝 50cm 以内等 | ごみ収集所                 | 指定可燃ごみ袋              | 週 2 回    |
| 燃やせないごみ |              | 瀬戸くず、バケツなどの硬質プラスチック、油ビン油缶、なべ等                                          | ごみ収集所                 | 指定不燃ごみ袋              | 月 1 回    |
| 有害ごみ    |              | 乾電池、水銀体温計、鏡、蛍光灯等                                                       | ごみ収集所                 | 無色透明な袋               | 週 2 回    |
| 大型ごみ    |              | 家具寝具類、ベット、ベットマット、じゅうたん、カーペット、自転車等                                      | 申込者の自宅付近（4 トン車が入れる場所） | 有料                   | 月 1 回指定日 |
| 資源ごみ    | プラスチック製容器包装類 | 卵パック、お菓子の袋、弁当容器、お惣菜が入った容器等                                             | ごみ収集所                 | 指定資源ごみ袋（プラスチック製容器包装） | 月 2 回    |
|         | ペットボトル       | 飲料、酒、しょうゆ用のペットボトル等                                                     | ごみ収集所                 | 指定資源ごみ袋（ペットボトル）      | 月 1 回    |
|         | 空き缶          | ビール缶、ジュース缶、菓子缶、のり缶、缶詰缶、ミルク缶等                                           | ごみ収集所                 | 無色透明な袋               | 月 1 回    |
|         | 空き瓶          | ワンカップびん、ワインびん、清涼飲料びん                                                   | ごみ収集所に配置のコンテナ         | 割れないように横に寝かせる        | 月 1 回    |

|      | 分別区分  | 具体的な内容                                                                                             | 排出場所  | 排出形態                          | 収集                       |
|------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------|--------------------------|
| 資源ごみ | 古紙・布類 | 新聞チラシ、雑誌、<br>雑紙、段ボール、<br>雑箱、飲料用紙パック                                                                | ごみ収集所 | 白い紙ひも<br>で縛る                  | 月 1 回                    |
|      | 生ごみ   | 残飯類                                                                                                | ごみ収集所 | 生ごみ専用<br>バケツ<br>十分に水き<br>りをする | レインボー<br>ラン実施区域<br>週 2 回 |
|      | 小型家電  | パソコン・プリンタ、<br>携帯電話、デジカメ、<br>ビデオカメラ、<br>ゲーム機、ラジカセ、<br>DVD プレーヤー<br>ビデオデッキ、<br>地デジ BS チューナー、<br>ワープロ | 指定場所  | 個人情報を<br>削除する                 | 指定日                      |

## (2) 事業系ごみ

事業所、商店、飲食店等から排出される事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）は、排出者が処分することになります。その方法は、長井クリーンセンター及び千代田クリーンセンターに直接搬入する方法と市内の一般廃棄物収集許可業者に収集を依頼する方法があります。

## (3) ごみ処理施設に直接搬入する場合

|      | 長井クリーンセンター                 | 千代田クリーンセンター  |
|------|----------------------------|--------------|
| 所在地  | 長井市舟場 30-1                 | 高島町大字夏茂 2933 |
| 受付時間 | 9 時～16 時（土・日・祝日・年末年始休みを除く） |              |

※ 処理料金は 10 kgにつき、180 円。

## ごみ処理事業の経緯

本市におけるごみ処理事業の経緯を以下に示します。

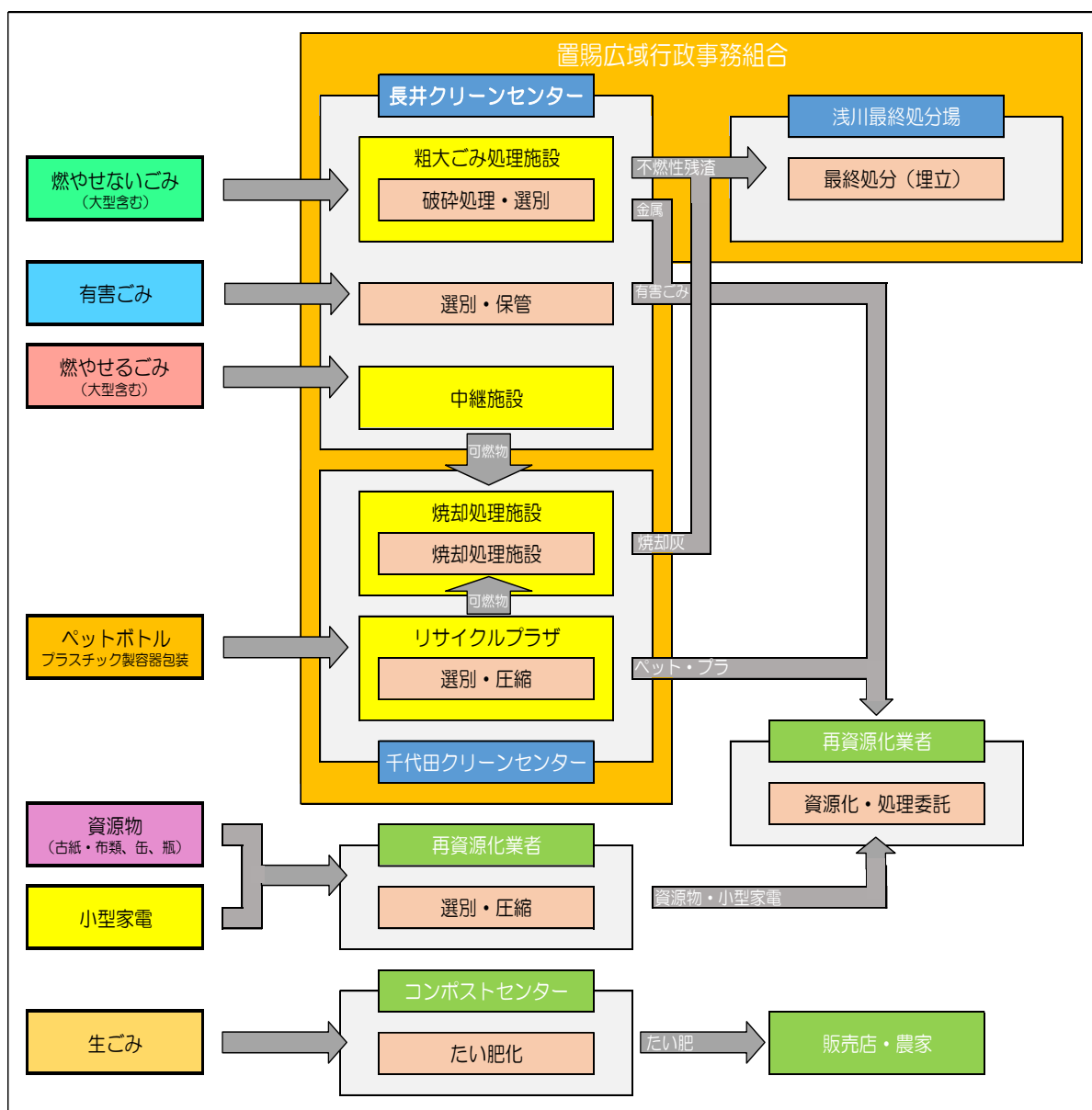
### ごみ処理事業の経緯

| 年 月          | ごみ処理事業の経緯                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------|
| 昭和 46 年 7 月  | ○置賜広域行政事務組合が設立する。                                                |
| 昭和 50 年 4 月  | ○長井清掃事業所ごみ処理施設（60 t /8h）を新設する。これまでの施設（30t/8h）を廃止し、完全移行する。        |
| 昭和 51 年 5 月  | ○置賜広域行政事務組合千代田清掃事業所ごみ処理施設（120 t /8h）が稼働を開始する。                    |
| 昭和 53 年 4 月  | ○置賜広域行政事務組合浅川埋立地が設置される。                                          |
| 昭和 55 年 4 月  | ○長井清掃事業所し尿施設（85k1/日）を新設する。これまでの施設（74k1/日）を廃止し、完全移行する。            |
| 平成 5 年 4 月   | ○浅川埋立地の埋め立てが完了する。<br>○置賜広域行政事務組合浅川最終処分場が設置される。                   |
| 平成 6 年 2 月   | ○長井清掃事業所に粗大ごみ処理施設（30 t /5 h）を新設。                                 |
| 平成 6 年 9 月   | ○置賜地域が県内で 2 番目の地方拠点都市地域指定を受ける。                                   |
| 平成 8 年 12 月  | ○レインボープランコンポストセンターが完成する。                                         |
| 平成 9 年 2 月   | ○「台所と農業をつなぐながい計画」（レインボープラン）が本格稼働する。                              |
| 平成 10 年 9 月  | ○置賜広域行政組合千代田クリーンセンター（255t/24h）の完成に伴い、長井清掃事業所焼却施設を廃止する。           |
| 平成 11 年 4 月  | ○長井クリーンセンターに改称。ごみ指定袋による有料化開始。                                    |
| 平成 11 年 7 月  | ○長井クリーンセンターに長井リレーセンター（52 t /日）を新設。                               |
| 平成 14 年 4 月  | ○千代田クリーンセンターにリサイクルプラザを新設し、ごみの資源化を開始。不燃ごみ処理は長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設のみ。 |
| 平成 18 年 10 月 | ○最終処分場跡地利用公園（浅川ふれあい公園）を新設。                                       |
| 平成 23 年 10 月 | ○浅川最終処分場第 1 期分が埋立終了し、第 2 期分を増設。                                  |
| 平成 24 年 5 月  | ○長井クリーンセンター汚泥再生処理施設建設工事に伴い、し尿処理施設の処理能力を（85k1/日）から（68k1/日）に変更。    |
| 平成 26 年 4 月  | ○長井クリーンセンター汚泥再生処理施設の試験運転を開始。それに伴い、長井クリーンセンターし尿施設を廃止。             |
| 平成 26 年 9 月  | ○長井リレーセンターを長井中継施設に改称。<br>○長井クリーンセンター汚泥再生処理施設（65k1/日）を新設。         |
| 平成 27 年 11 月 | ○小型家電無料回収の開始。                                                    |
| 平成 28 年 4 月  | ○千代田・長井クリーンセンターにごみを直接搬入する際の料金 150 円から 180 円に値上げ。                 |

|             |                                                                           |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 平成 29 年 3 月 | ○千代田クリーンセンター焼却施設の蒸気タービン発電機の出力を 1,990kW から 2,150kW へ増強。                    |
| 平成 29 年 3 月 | ○死亡獣畜保冷施設を廃止。                                                             |
| 令和 2 年 3 月  | ○浅川最終処分場第 2 処分場の完成。                                                       |
| 令和 3 年 8 月  | ○浅川最終処分場第 2 処分場埋立開始。                                                      |
| 令和 5 年 11 月 | ○置賜 3 市 5 町及び置賜広域行政事務組合並びにサントリーグループとのペットボトルの「ボトル to ボトル」 水平リサイクルに関する協定締結。 |

### 3

## ごみ処理の流れ



## 4

## ごみの排出抑制、リサイクル推進のための取組み状況

## (1) 長井市資源集団回収及び奨励金額

本市では資源集団回収を推進しており、実施団体に奨励金を交付しています。

| 品 目                   | 金 額         |
|-----------------------|-------------|
| 古紙類 : 新聞、雑誌、段ボール等     | 1kg につき 2 円 |
| 金属類 : 空缶、スチール製品、ストーブ等 | 1kg につき 2 円 |
| びん類 : 一升瓶             | 1 本につき 2 円  |

## 回収実績 (過去 5 年間)

| 回収実績        | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-------------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 紙・金属<br>(t) | 504.8    | 441.7 | 190.1   | 278.3   | 259.9   |
| 一升びん<br>(本) | 9,255    | 6,412 | 2,091   | 2,400   | 1,835   |

## (2) ごみ分別ハンドブック

ごみの適正な分別を行ってもらうため、「ごみ分別ハンドブック」を市民に配布しています。また、年度毎に配布する保健カレンダーにもごみの出し方について掲載し、周知徹底を図っています。

## 5

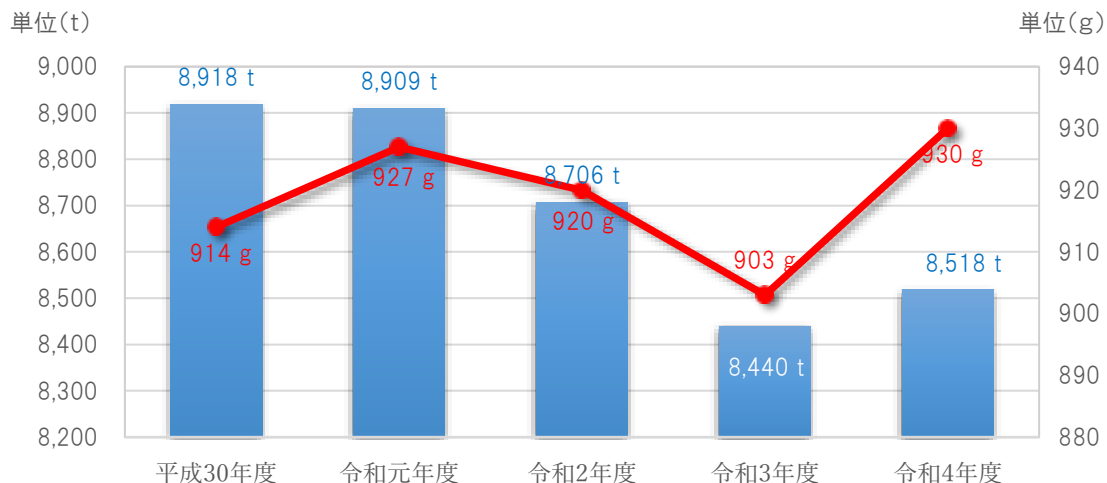
## ごみの排出量

## (1) ごみ総排出量

ごみの総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみの合計）は、年々減少していますが、資源ごみ量や集団資源回収量も減少しており、リサイクル率は微増に留まっています。

令和 4 年度のごみ総排出量は 8,518 t であり、市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 930 g とやや増加しています。

## ごみの総排出量・市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 (過去 5 年間)

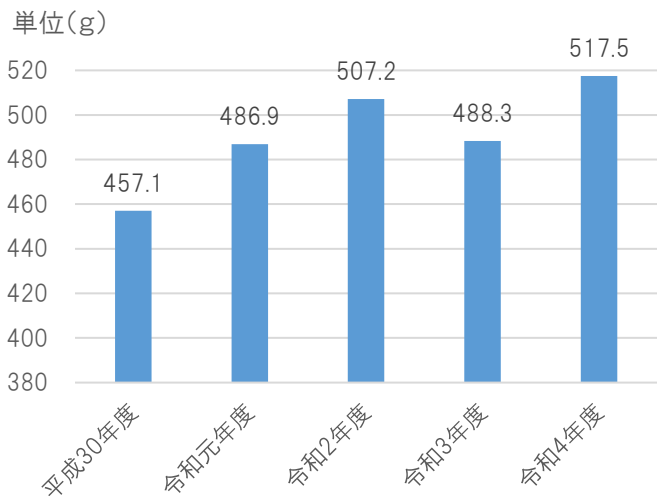


## (2) 家庭系ごみ

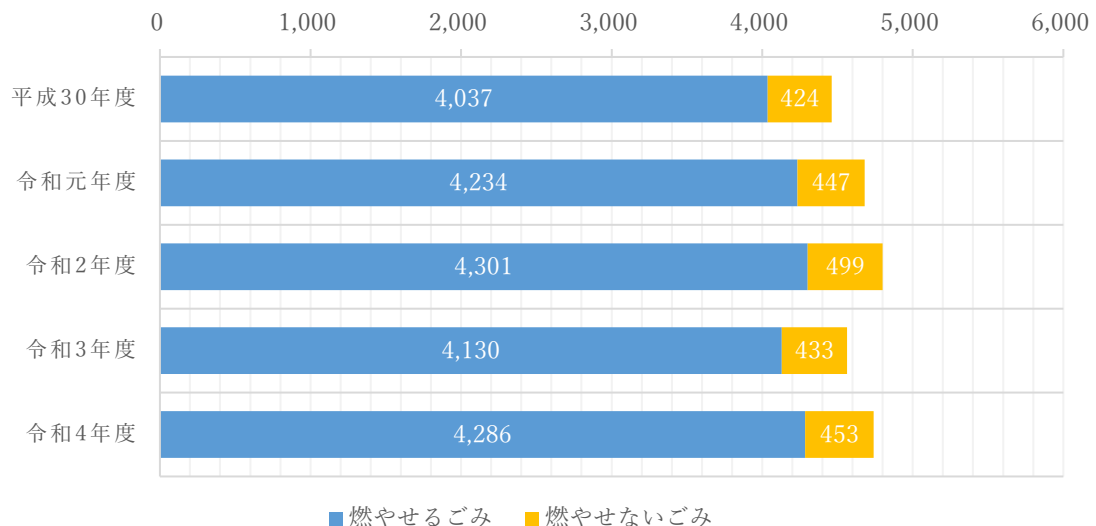
ごみ減量化や分別収集への努力をあらわす代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ量等を除いた、「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」があります。排出量はほぼ横ばいで推移しており、令和4年度の排出量は4,739 tであり、また1人1日あたりの排出量は517.5gとなっています。

令和4年度の内訳をみると、燃やせるごみが90.4%、燃やせないごみが9.6%となっています。

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（過去5年間）



家庭系ごみの排出状況（過去5年間）

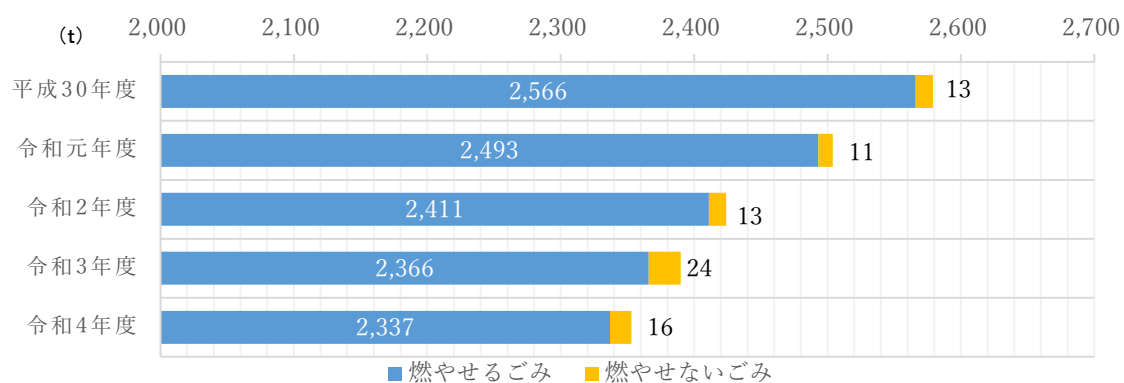


## (3) 事業系ごみ

事業所から排出される「事業系ごみ」の排出量は、減少傾向で推移しています。令和4年度の事業系ごみの排出量は2,353 tとなっています。

令和4年度の事業系ごみの内訳をみると、燃やせるごみが99.3%、燃やせないごみが0.7%となっています。

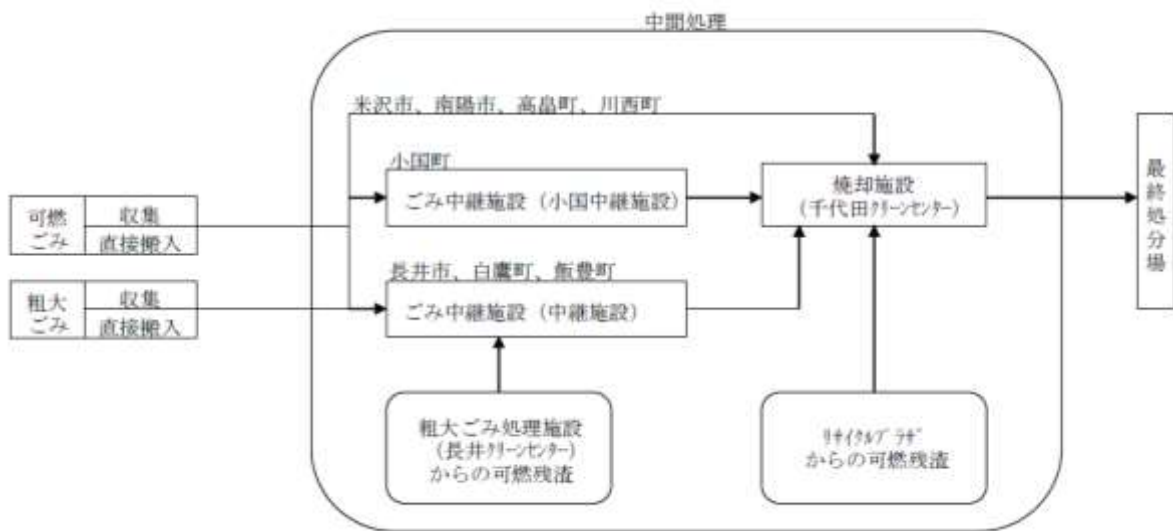
# 事業系ごみの排出状況（過去5年間）



収集又は直接搬入されるごみは、長井クリーンセンター及び千代田クリーンセンターで受入れされます。可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトル及びプラスチック製容器包装類は、次に示す処理体系によりそれぞれ処理しています。

#### (1) 可燃ごみ

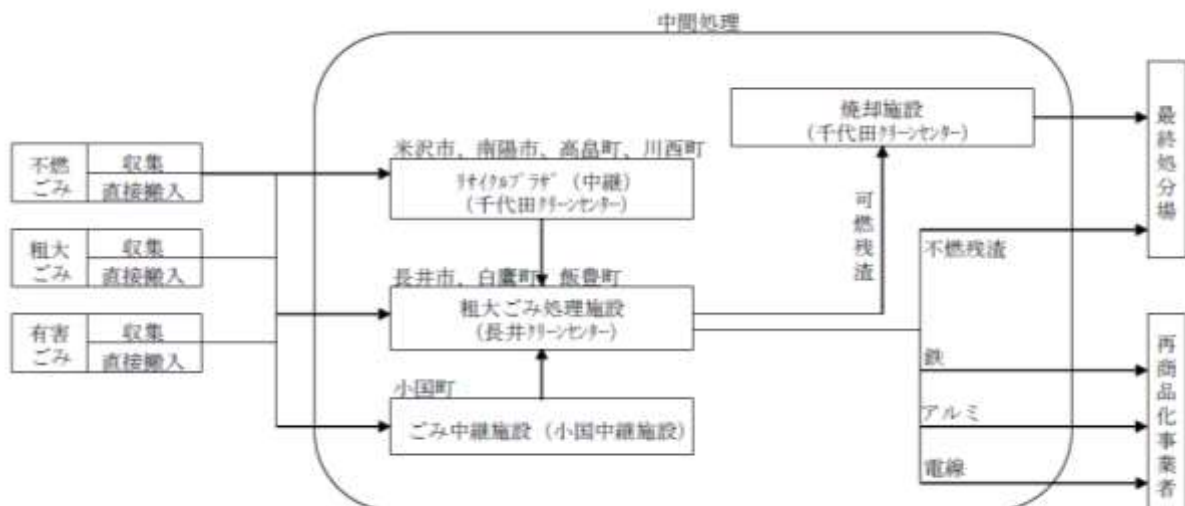
可燃ごみは、市内全域から収集してごみ中継施設に集められ、その後、千代田クリーンセンターで焼却処理され、サーマルリサイクル<sup>4</sup>をしています。



置賜広域行政事務組合の概要より

#### (2) 不燃ごみ

不燃ごみは、長井クリーンセンターの粗大ごみ処理施設で処理し、鉄及びアルミを資源化し、残渣は焼却または埋め立てています。

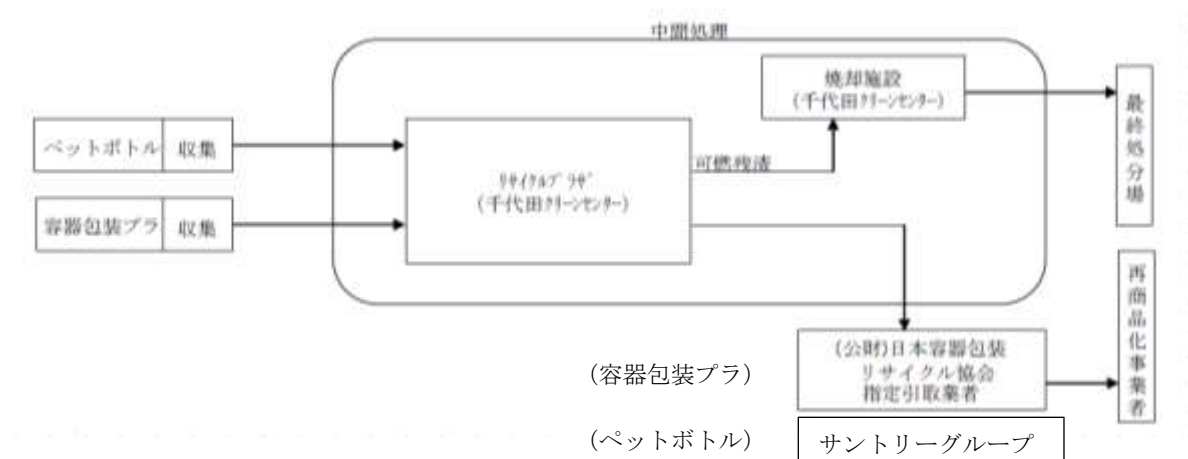


置賜広域行政事務組合の概要より

<sup>4</sup> 廃棄物を焼却処理した際に発生する排熱を回収し、エネルギーとして利用すること。たとえば、地域の発電や、ボイラー、温水プールなどに使われている。

### (3) ペットボトル及びプラスチック製容器包装類

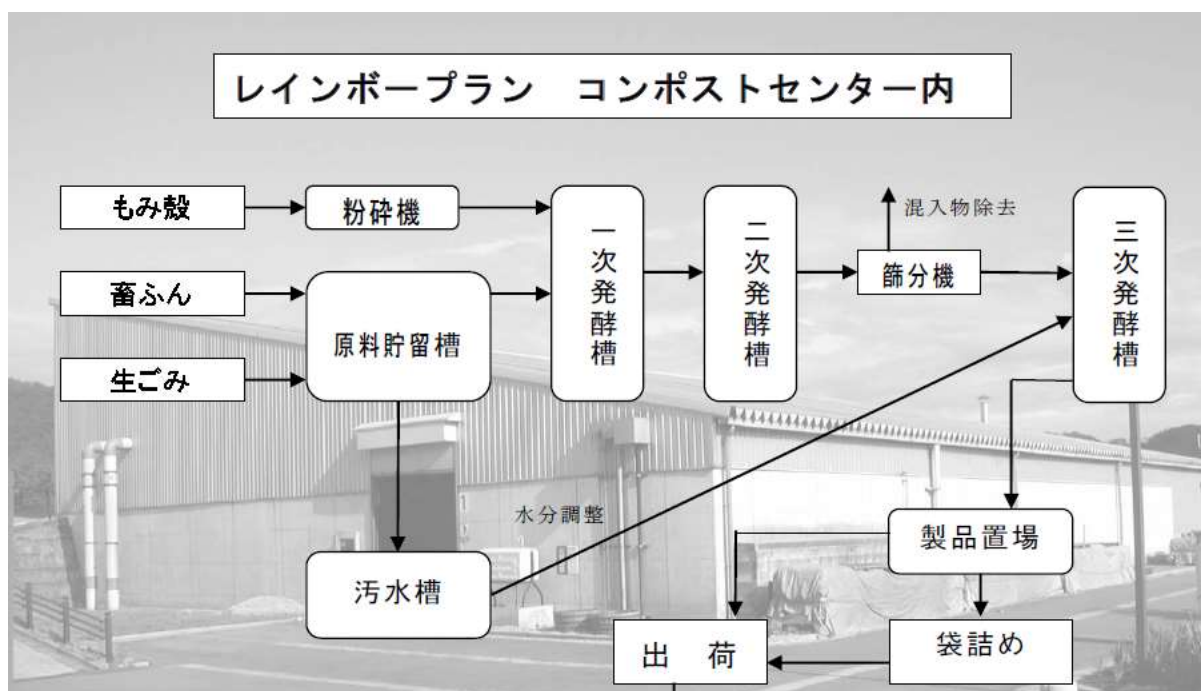
ペットボトル及びプラスチック製容器包装類は、市内全域から収集してごみ中継施設に集められ、その後千代田クリーンセンターのリサイクルプラザで中間処理され、可燃残渣は焼却しています。



置賜広域行政事務組合の概要より

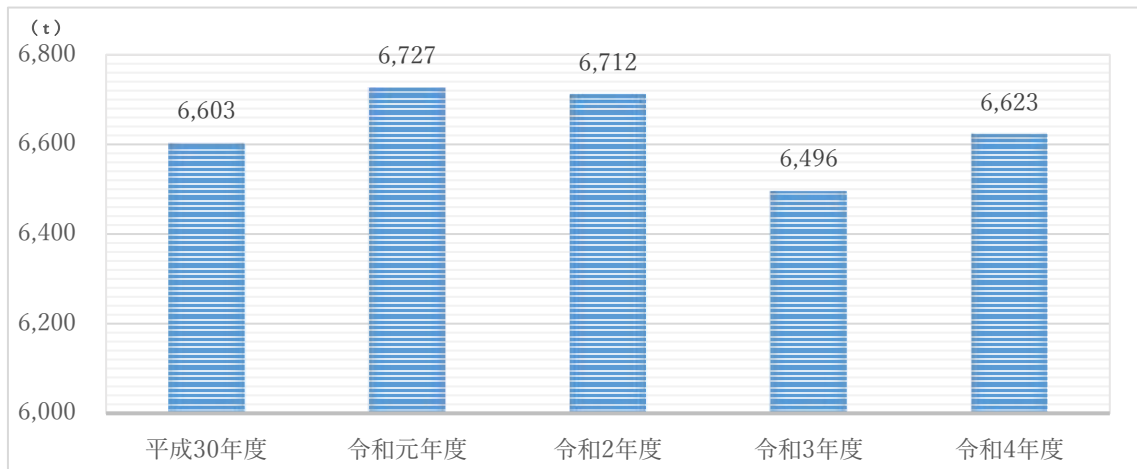
### (4) 生ごみ

生ごみは、中央地区のみ、週2回の回収となっています。生ごみ専用のバケツコンテナで収集してコンポストセンター（たい肥化施設）に搬入します。もみ殻と畜ふんを混ぜて攪拌しながら発酵させ、堆肥になります。



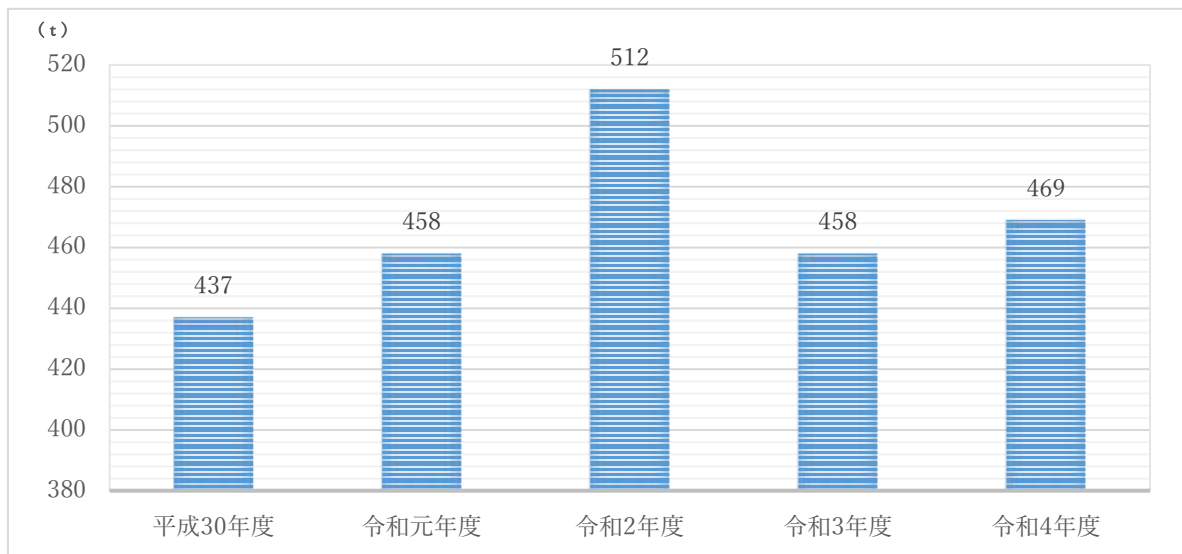
## (1) 焼却処分量

焼却処分量は、ほぼ横ばいで推移しています。令和4年度の焼却処分量は、6,623 t となっています。



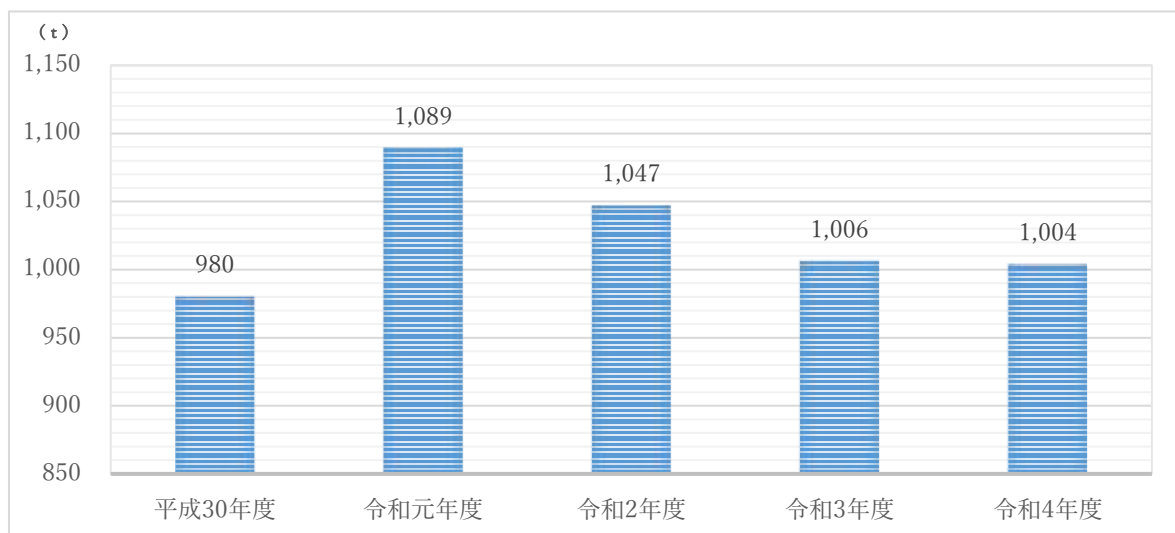
## (2) 破碎処理量

破碎処理量は近年では増減を繰り返しています。令和4年度の破碎処理は、469 t となっています。



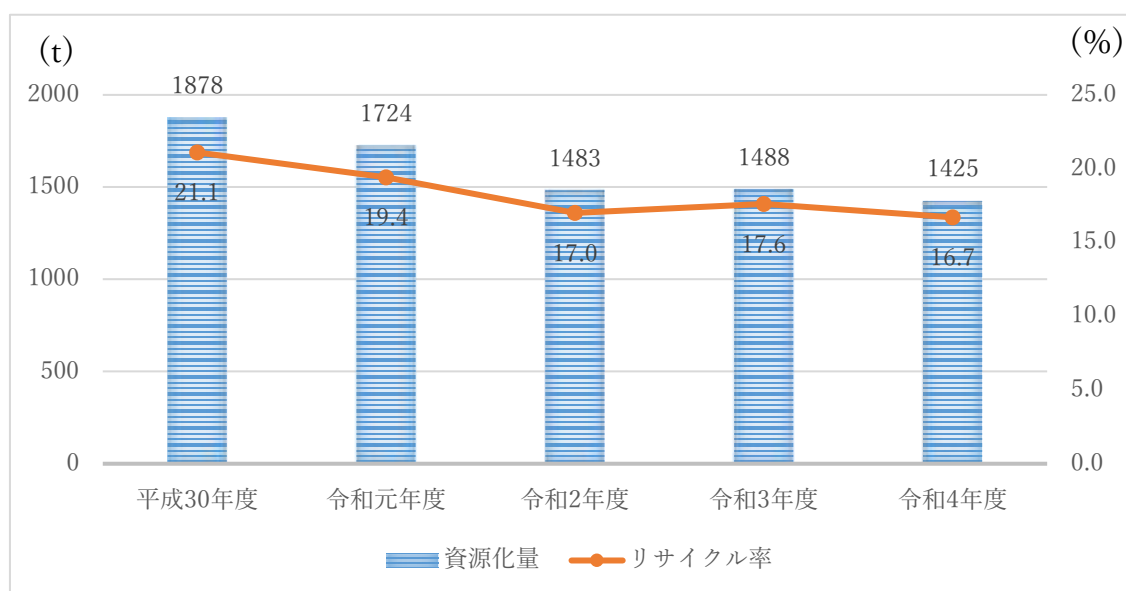
## (3) 最終処分量

排出されたごみは焼却処理・破碎処理等（中間処理）の後、最終処理場に埋め立て処分（最終処分）されます。本市から出たごみは、置賜広域行政事務組合が所有する浅川最終処分場に埋め立てられています。過去5年間の最終処分量の推移をみると、令和元年度の1,089 tが最も多くなっており、その後は年々減少していることがわかります。



#### (4) 資源化量・リサイクル率

資源化量、リサイクル率は減少傾向で推移しています。令和4年度の資源化量は1,425 t、リサイクル率は16.7%です。



#### (5) ごみ処理事業に要する経費

令和4年度のごみ処理事業経費は255百万円、市民1人当たりの経費は約10,163円です。平成28年度と比較すると、ほぼ2倍となっています。

(1) 長井市第5次総合計画（平成26年3月策定）と第3次長井市環境基本計画（平成26年3月策定）で設定された減量目標、資源化目標を以下に示します。

◆ 廃棄物の減量化目標と資源化目標

| 指標                      | 目標値と<br>目標年 |
|-------------------------|-------------|
| 1人1日当たりのごみ<br>排出量       | 850g (R5)   |
| 一般廃棄物のリサイク<br>ル率        | 30% (H30)   |
| 有価物集団資源回収実<br>施団体数・交付金額 | 163 (H30)   |

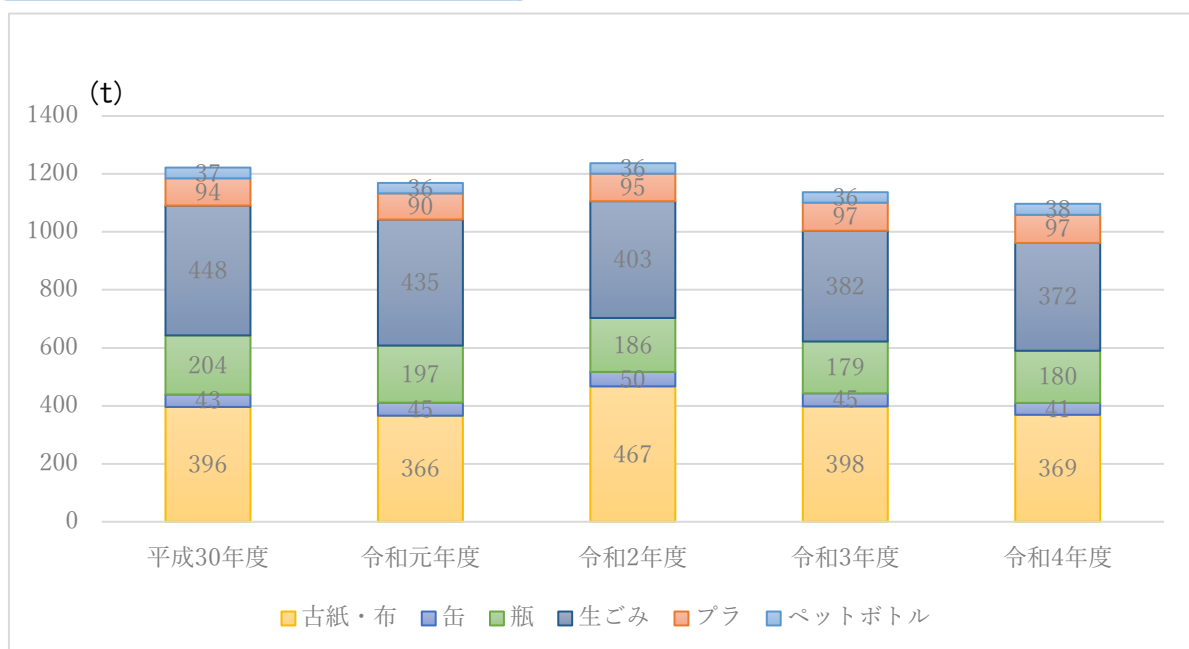
《参考》

| 第4次環境<br>基本計画<br>R4基準 | 第6次総合<br>計画<br>R10目標 | 第4次環境<br>基本計画<br>R15目標 |
|-----------------------|----------------------|------------------------|
| 930.1g                |                      | 872.8g                 |
| 16.70%                | 26.60%               | 20.40%                 |
| 111団体<br>658,050円     |                      | 100団体<br>592,838円      |

令和4年度の一般廃棄物の総排出量は8,518 tで、平成28年度と比較すると、4.6%の減量となっています。一方で、「長井市分別収集計画」において目標値を設定し、保健カレンダーやポスターを作成しながら分別の啓発やリサイクルの推進を行ってききましたが、リサイクル率は7.7%減少となりました。これは、子どもの減少に伴い集団資源回収量が減少したことや、コンビニエンスストア等の普及により資源にしないごみが増えてきていることが要因と思われます。

また、令和4年度の1人1日あたりのごみの排出量は930 gで、平成28年度と比較すると4.4%増量となっています。

資源系ごみの収集状況（過去5年間）



**課題1 家庭系ごみの減量**

本市のごみの排出量の約 70%は家庭系ごみが占めています。近年、人口が減少傾向であるにも関わらず、家庭系ごみの排出量は減少せず、横ばいで推移しています。

家庭系ごみ減量化に向けた意識の低下が懸念されることから、無駄なものは買わない、最後まで使い切ってから捨てるという意識の醸成がさらに必要です。

また、生ごみ収集<sup>5</sup>区域外における可燃ごみ袋で排出する生ごみを減量するため、調理方法や賞味期限切れ、食べ残し等による食品ロスを防止する意識の醸成を図るとともに、水分の多い生ごみは、しっかりと水切りするよう普及啓発する必要があります。

生ごみ収集区域では、生ごみ用のバケツコンテナに空き缶や空き瓶、生花等の異物が混入していることがあります。徹底した分別により資源化を一層進める必要があります。

**課題2 事業系ごみの減量**

本市における事業系ごみは、減少傾向で推移しています。

ごみ排出量の約 30%を事業系ごみが占めていますが、事業系ごみの排出状況は業種や事業所の形態によって異なるため、排出事業者が自ら減量化や資源化を図り、その適正処理について普及啓発していきます。

**課題3 ごみ分別の徹底とリサイクルの推進**

リサイクル率の減少が課題となっています。

現在、置賜広域行政事務組合ではリサイクルプラザでペットボトル及びプラスチック製容器包装類の資源化を、長井市では集団資源回収及び小型家電リサイクル事業による資源化をそれぞれ行っています。他方では、店舗等による資源ごみの無償回収の取り組みも広がっております。

このような取り組みを推進するとともに、適正な分別によるリサイクル率の向上を図るため、引き続き普及啓発していきます。

**課題4 ごみ収集所の適正な管理**

ごみ収集所への不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出しなど）を防止するため、ごみ出しマナーの遵守徹底に向けた広報、啓発の強化が必要です。特に、アパート等の入居者については排出ルール違反が問題となることが多いため、地域とのトラブル回避やごみ減量化のためにも、ごみ出しマナーやルールを周知することが

<sup>5</sup> 本市の象徴的な取り組みである地域循環システム「レインボープラン」。平成9年2月の分別収集本格稼働から25年が経過しコンポストセンターの老朽化も進行しているため、環境面と経済面に配慮し持続可能となるよう、システムの見直しが進んでいます。市内の未利用なバイオマス資源も含めて最大限に活用し、堆肥化からバイオガス発電への転換を図る取り組みです。

必要です。

#### 課題5 安全なごみ収集の継続

ごみ収集所は、歩道上や道路わきに設置しているものが多いため、ごみ収集作業の際には、事故を起こすことがないように細心の注意を払う必要があります。

また、収集作業中の引火、爆発等の事故や作業員のけがを防ぎ、安全なごみ収集を継続するため、スプレー缶、ライター、刃物などの分別徹底と適正排出について、市民の意識の啓発、指導等を継続する必要があります。

#### 課題6 適正な収集・運搬

近年、アパート建設の増加に伴い、ごみ収集の要請が増えています。一方で収集事業の効率化がなお一層必要になっており、収集所の適正配置も含めて検討します。

#### 課題7 ごみ処理料金の見直し

ごみ処理料金については置賜広域行政事務組合によって設定されています。ごみ処理の有料化は排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革となり、排出抑制や再生利用の推進に効果があり、引き続き適正な料金を検討します。

(参考)

- ・長井クリーンセンター、千代田クリーンセンターへの直接搬入ごみ料金

|          |   |           |             |
|----------|---|-----------|-------------|
| H 9/10/1 | ～ | H20/ 3/31 | 100 円/10 kg |
| H20/ 4/1 | ～ | H28/ 3/31 | 150 円/10 kg |
| H28/ 4/1 | ～ |           | 180 円/10 kg |

#### 課題8 不法投棄の防止

本市は、森林が多く、地理的にごみの不法投棄が生じやすい状況にあります。不法投棄の防止に向けて常時監視することは困難であることから、現時点では不法投棄をなくす有効な手段は見つからず、対応に苦慮している状況です。監視カメラの設置や関係機関と合同の定期的なパトロール、啓発看板の設置を実施するとともに、不法投棄を発見するたびに、撤去等の対処を行っています。

### 第3節

### ごみ処理・排出量の予測

#### 1

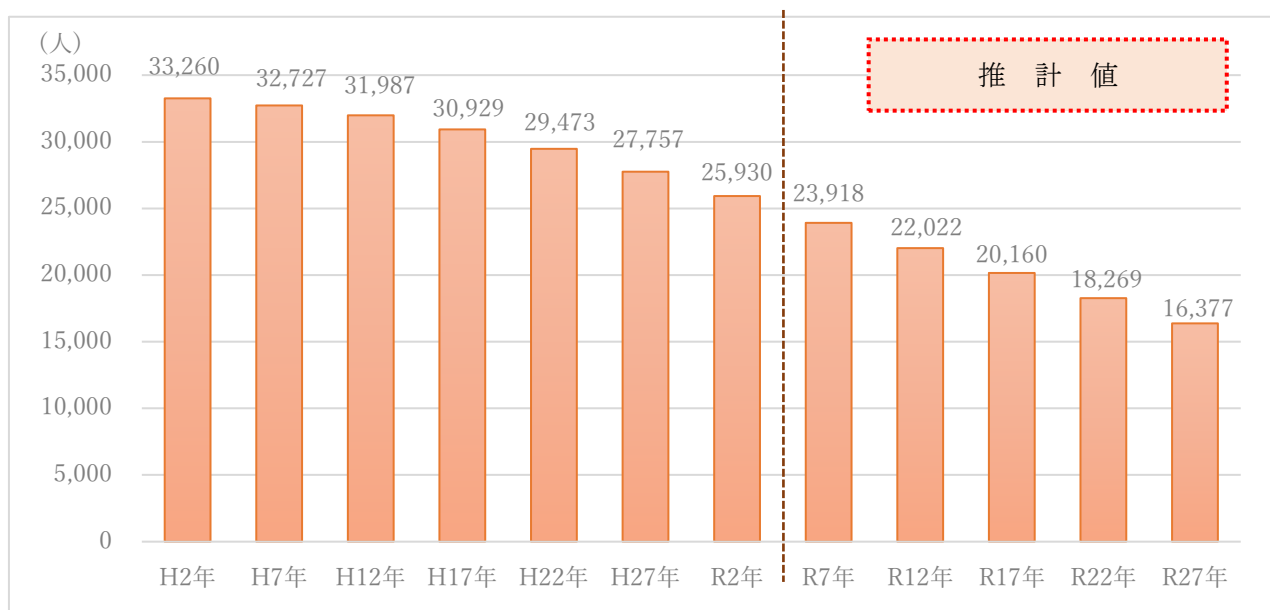
#### ごみ処理量の予測方法

長井市の人口は、平成7年頃まで3万3,000人前後で推移してきました。しかし、少子化等の影響により徐々に減り始め、平成22年に3万人を割り込むと平成24年には2万9,000人を切るなど、人口減少が急激に進んでいます。

将来の見通しについては、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、長井市の人口は令和7年には2万4,000人を下回るとされています。

ごみ処理量を算定するための人口推計は、平成30年の国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口を基本としました。

本市の令和2年度の人口は25,930人(R3.3月31日現在)であり、令和7年には23,916人、令和12年には22,022人と推計されています。



国立社会保障・人口問題研究所推計

この推計より平成24年から令和12年の人口を以下に示します。(平成24年～令和4年確定値、令和5年～令和12年は推計)

| 年  | H24               | H25               | H26               | H27               | H28               | H29               | H30               | R1                | R2                |
|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 人口 | 29,125            | 28,717            | 28,333            | 27,757            | 27,628            | 27,165            | 26,740            | 26,338            | 25,930            |
| 増減 |                   | -408              | -384              | -576              | -129              | -463              | -425              | -402              | -408              |
| 備考 | 10/1の数<br>値<br>確定 | 10/1の数<br>値<br>確定 | 10/1の数<br>値<br>確定 | 10/1の数<br>値<br>確定 | 10/1の数<br>値<br>確定 | 10/1の数<br>値<br>確定 | 10/1の数<br>値<br>確定 | 10/1の数<br>値<br>確定 | 10/1の数<br>値<br>確定 |

| 年  | R3                | R4                | R5     | R6     | R7            | R8     | R9     | R10    | R11    | R12           |
|----|-------------------|-------------------|--------|--------|---------------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 人口 | 25,600            | 25,091            | 24,689 | 24,286 | 23,918        | 23,539 | 23,160 | 22,780 | 22,401 | 22,022        |
| 増減 | -330              | -509              | -402   | -402   | -368          | -379   | -379   | -379   | -379   | -379          |
| 備考 | 10/1の数<br>値<br>確定 | 10/1の数<br>値<br>確定 | 推計     | 推計     | 人口ビジョン<br>推計値 | 推計     | 推計     | 推計     | 推計     | 人口ビジョン<br>推計値 |

現状のごみ処理を取り巻く状況が将来も継続する場合に、ごみ処理量（ごみ排出量、処理処分量）がどのように推移するかを、過去5年間のごみ排出量実績をもとに回帰式により予測しました。

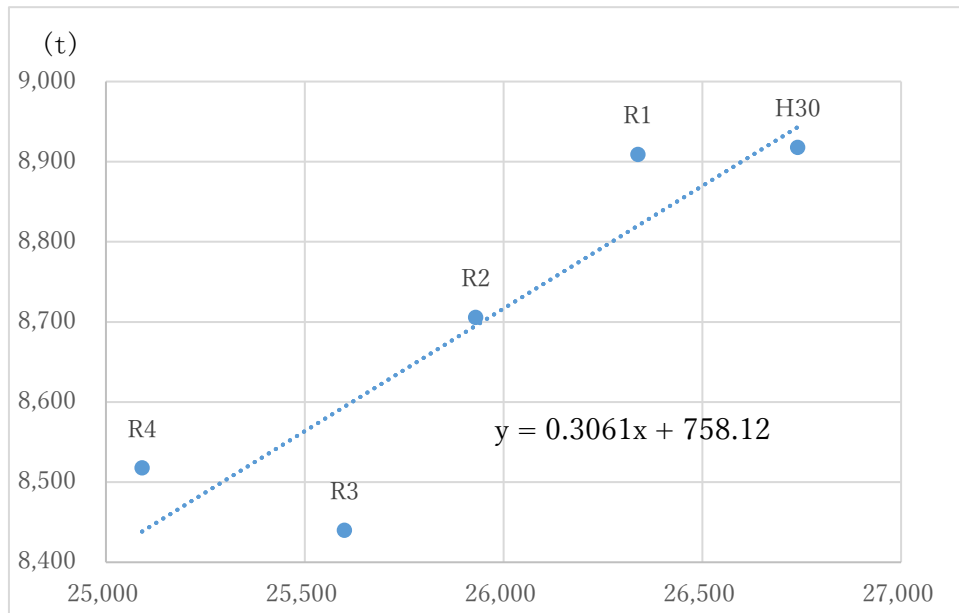
## 2 ごみ処理量の予測結果

### （１）ごみ総排出量

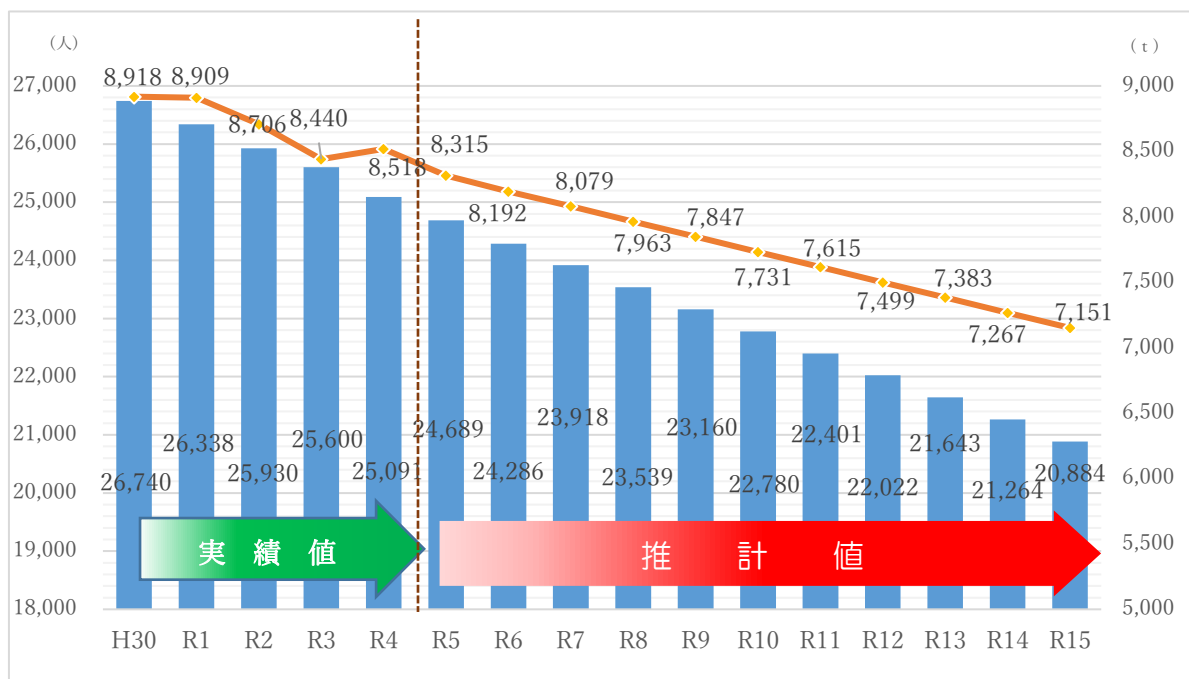
人口をX、総排出量をYとし、散布図を作成後、単回帰直線を導き出しました。回帰式は、

$$Y = 0.3061X + 758.12$$

となり、年毎の人口（X）を代入し、総排出量（Y）を予測しました。



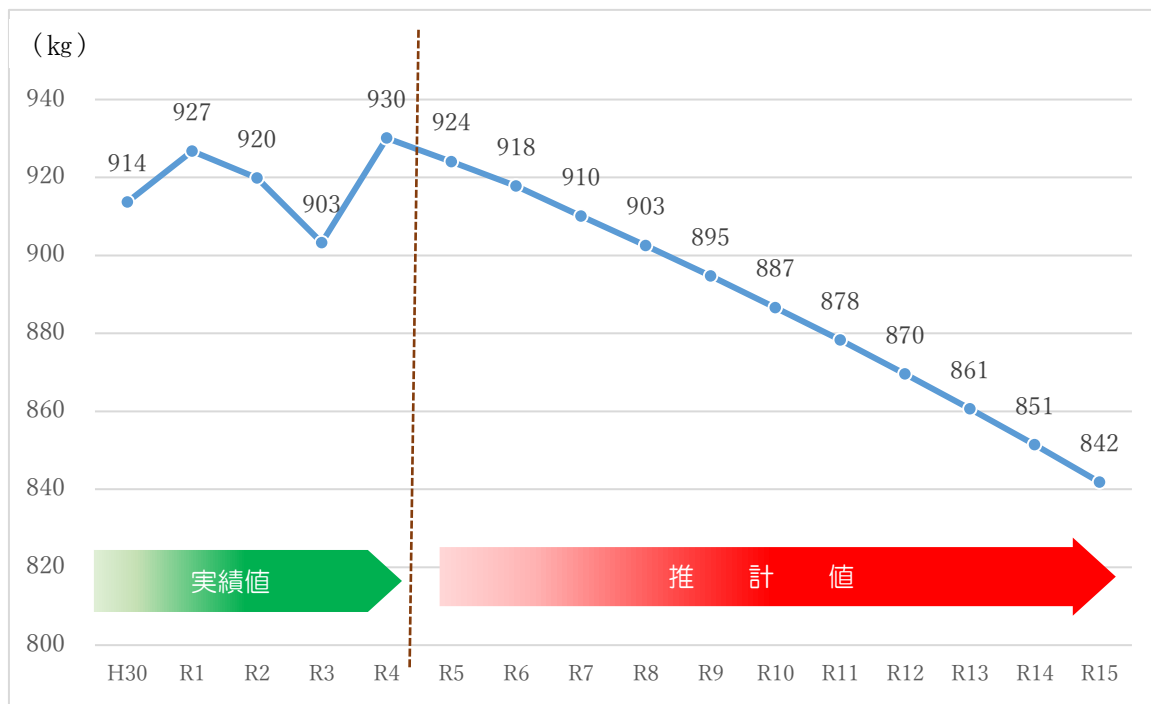
ごみ総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみの合計）は、現況から減少傾向で推移し、令和4年は8,518t（平成28年から4.4%減少）となり、令和9年は7,847t（同12.0%減少）と予測されました。



## (2) 1人1日あたりのごみ総排出量

$$1人1日あたりのごみ総排出量(g) = \text{ごみ総排出量}(g) \div \text{総人口}(人) \div \text{年間日数}(日)$$

市民1人1日あたりのごみ排出量は、現況から減少傾向で推移し、令和4年は930g(平成28年から5.2%増加)となり、令和9年は895g(同1.2%減少)と予測されました。

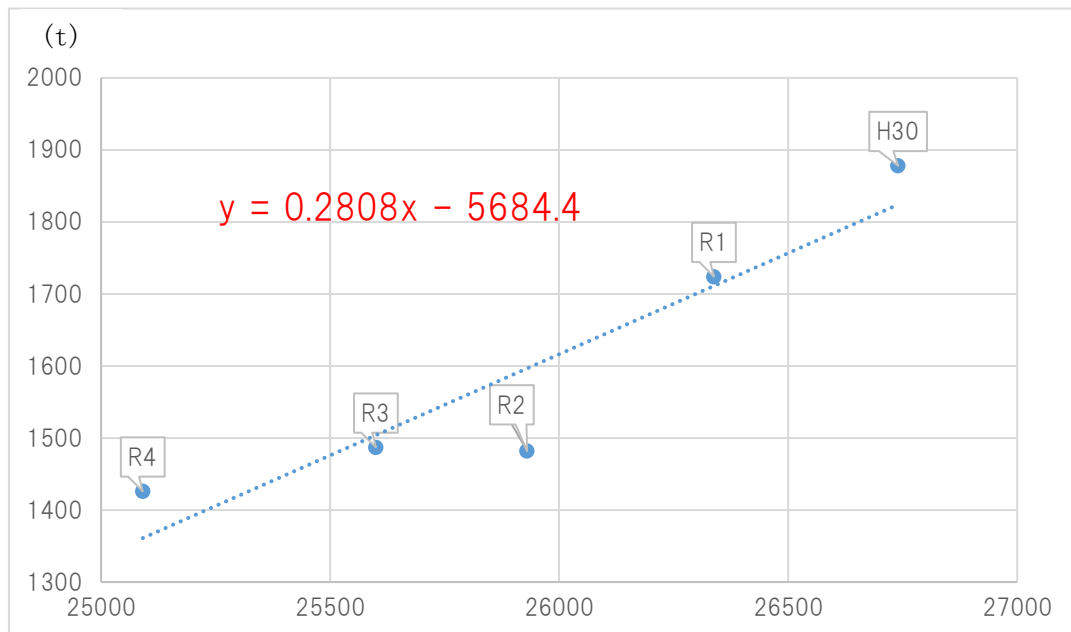


### (3) 資源化量

人口をX、資源化量をYとし、散布図を作成後、単回帰直線を導き出しました。回帰式は、

$$Y = 0.2808X - 5684.4$$

となり、年毎の人口（X）を代入し、資源化量（Y）を予測しました。



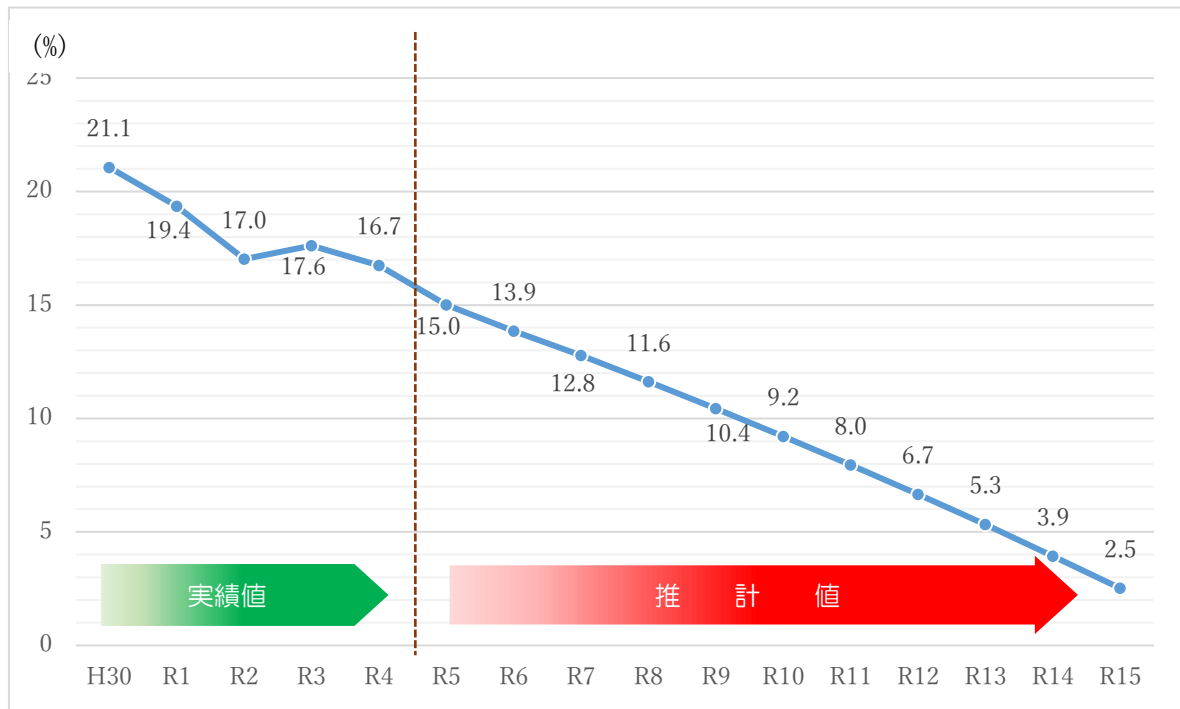
資源化量は、現況から減少傾向で推移し、令和4年は1,426t（平成28年から32.8%減少）となり、令和9年は819t（同61.4%減）と予測されました。



#### (4) リサイクル率

$$\text{リサイクル率} = \text{資源化量} \div \text{総排出量} \times 100$$

リサイクル率は、現況から減少傾向で推移し、令和4年は16.7%（平成28年から29.8%減少）となり、令和9年は10.4%（同56.3%減少）と予測されました。



---

## 第 3 章      ごみ処理基本計画

## 第1節

## 基本方針

本市における基本方針を以下のとおり定め、総合的に施策を推進していくこととします。

### 1

#### 市民啓発の推進

循環型社会の確立に向け、市民一人ひとりのごみに対する理解や意識の向上を図り、市民啓発をさらに推進していきます。

### 2

#### 分別の徹底によるごみの減量化と資源化の推進

ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の「3R」を基本とし、市民や事業者のごみに関する意識を高め、更なる分別の徹底化を図りながら、ごみの減量化と資源化を推進します。

また、Refuse（リフューズ・いらぬものを断る）、Repair（リペア・壊れたものを直す）にも積極的に取り組んでいきます。

### 3

#### ごみの適正処理

市民の安全かつ快適な生活を確保するため、施設の適正な運転管理及び施設管理により、排出されたごみを適正に処理します。

### 4

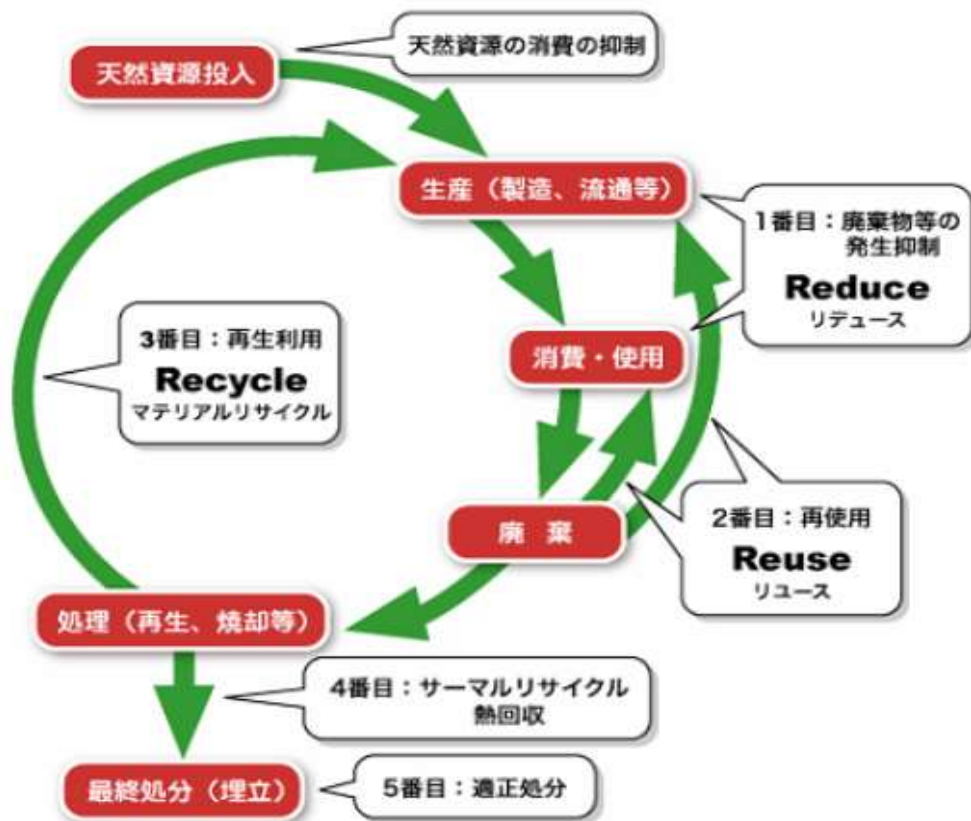
#### ごみの最終処分量の削減

最終処分状況を踏まえ、ごみの発生抑制や資源化に関する各施策の実施、また、中間処理の適正化によるごみの減容化等により最終処分量の削減を目指します。

## 【循環型社会の姿】

本計画では、「循環型社会形成推進基本法」に定める『3R原則』に基づき、「ごみの減量化を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回す」ことを基本として、ごみ処理を行うものとします。

3R原則とは、ごみの発生・排出を抑制し（リデュース）、次いで不要になったものの再使用に努め（リユース）、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進（リサイクル）することで、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指し、どうしても資源として利用不可能なものを対象として、環境への負荷の少ない適正な処理・処分を行うものです。



|                |                                                                           |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1 番目：廃棄物等の発生抑制 | ごみとなるようなものを作らない・求めないというライフスタイルを定着させます。                                    |
| 2 番目：再使用       | 不要となったものを繰り返し使用することにより、ごみとして排出する量を減らします。                                  |
| 3 番目：再生使用      | 発生・排出抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、リサイクル可能なものは「資源」としてリサイクルします。                   |
| 4 番目：熱回収       | 発生・排出抑制、再使用、再生利用を図った後で残ったごみのうち、焼却可能なものは焼却処理を行い、その際に得られる熱を積極的に回収して有効利用します。 |
| 5 番目：適正処分      | どうしても利用不可能なものは、環境への負荷の少ない適正な方法で処理・処分します。                                  |

## 第2節

## 数 値 目 標

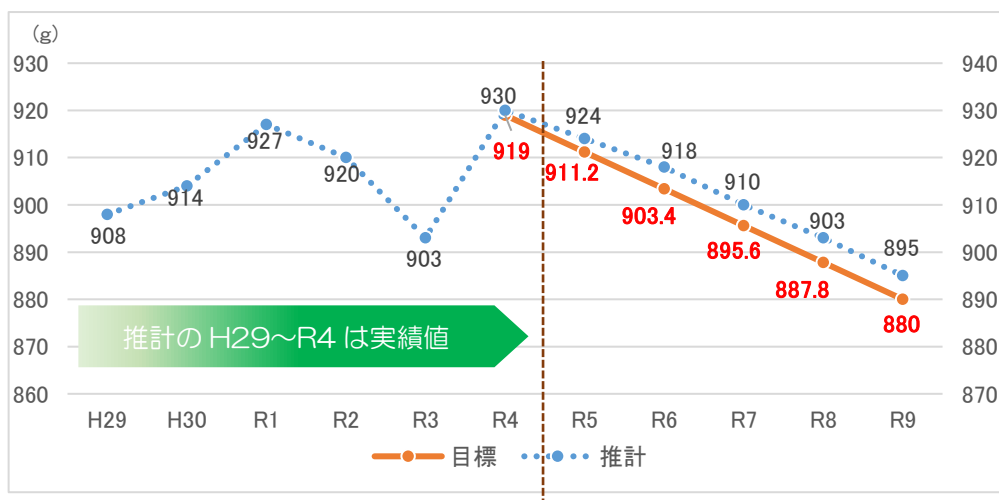
ごみ排出量の予測を踏まえ、本計画でのごみ減量に係る目標を次のとおり設定します。なお、目標年度は計画期間最終年の令和9年とします。

1

### 1人1日あたりのごみ排出量

| 目標値   | 5年間平均値 | 比 較   |
|-------|--------|-------|
| 880 g | 919 g  | -2.6% |

平成30年度から令和4年度までの5年間の平均値は919 gでした。目標年度までに39 g (4.2%) 削減を目指します。

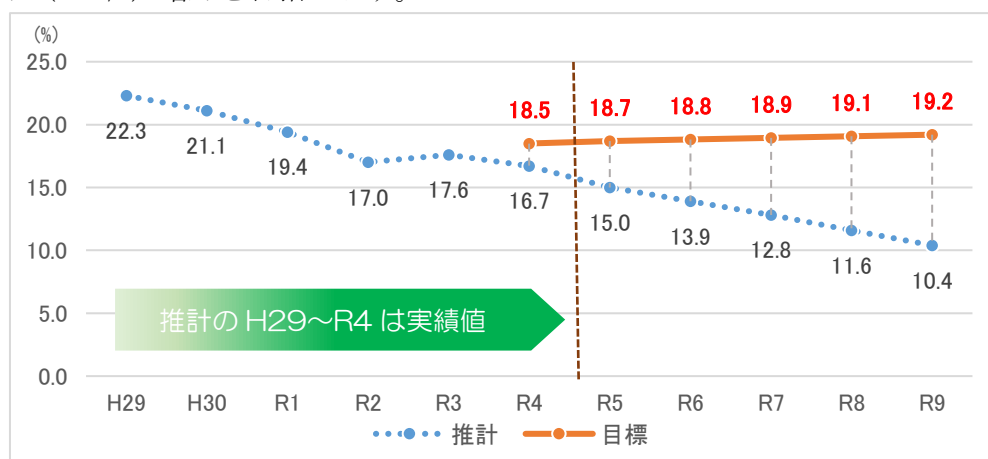


2

### リサイクル率

| 目標値   | 5年間平均値 | 比 較   |
|-------|--------|-------|
| 19.2% | 18.5%  | +3.8% |

平成30年度から令和4年度までの5年間の平均値は18.5%でした。目標年度までに0.7ポイント (3.8%) 増加を目指します。



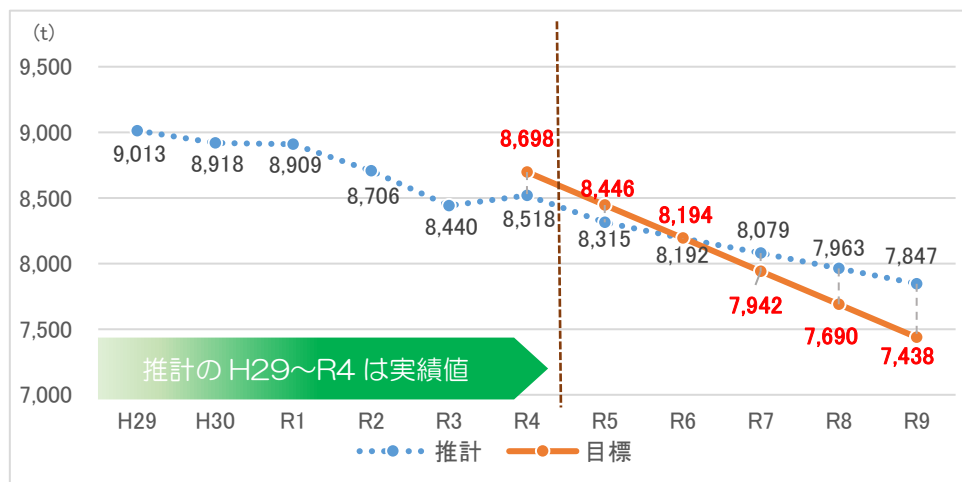
## 3

## ごみの総排出量

| 目標値      | 5 年間平均値  | 比 較     |
|----------|----------|---------|
| 7, 438 t | 8, 698 t | -14. 5% |

一人一日排出量 880 g × 推計人口 23, 160 人 × 365 日 ÷ 1, 000, 000 ≒ 7, 438 t

平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の平均値は 8, 698 t でした。目標年度までに 1, 260 t (14. 5%)削減を目指します。



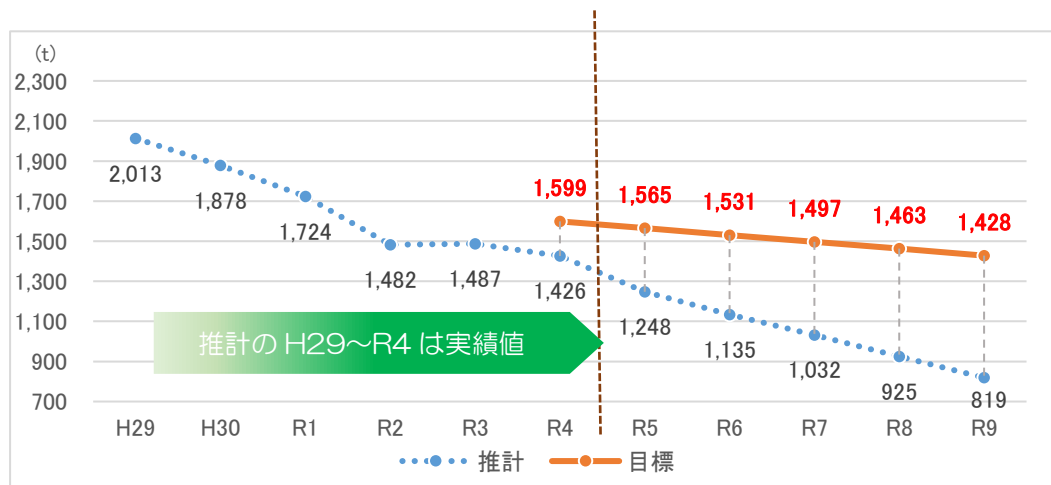
## 4

## 資源化量

| 目標値      | 5 年間平均値  | 比 較     |
|----------|----------|---------|
| 1, 428 t | 1, 599 t | -10. 7% |

ごみ総排出量 7, 438t × リサイクル率 19. 2% ≒ 1, 428t

平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の平均値は 1, 599 t でした。目標年度までに 171 t (10. 7%)削減を目指します。



## 第3節

## 施策体系

| 【基本方針】                 | 【施策】               | 【取組み】                                                             |
|------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 市民啓発の推進              | (1) 環境教育・意識啓発の推進   | ①環境教育の推進<br>②意識啓発の推進<br>③市民への情報発信                                 |
| 2 分別の徹底によるごみ減量化と資源化の推進 | (2) ごみの減量化に向けた意識向上 | ①家庭系ごみの減量化<br>②事業系ごみの減量化                                          |
|                        | (3) リデュース・リユースの活性化 | ①（可燃ごみ袋で排出する）生ごみの減量化<br>②レジ袋の削減                                   |
|                        | (4) リサイクルの推進       | ①家庭系ごみのリサイクル推進<br>②事業系ごみのリサイクル推進<br>③リサイクル製品の利用拡大<br>④生ごみのリサイクル推進 |
| 3 ごみの適正処理              | (5) 適正な収集・運搬       | ①効率的な収集・運搬の継続<br>②ごみ集積所の適正管理<br>③安全なごみ収集<br>④人口減少・高齢化への対応         |
| 4 ごみの最終処分量の削減          | (6) 適正な処理・処分       | ①安全・適正な中間処理の継続<br>②最終処分量削減と資源化量の増加<br>③不法投棄の防止<br>④災害廃棄物の処理       |

### 1

## 市民啓発の推進

### 施策(1) 環境教育・啓発活動の推進

これまでと同じ生活や事業活動が続けている限り、ごみの排出状況は変わりません。ごみの減量化・資源化のためには、「もったいない」の意識をもち、日常の見直しが必要です。

本計画では以下の施策を展開しながら、ライフスタイルやビジネススタイルの見直しを目指していきます。

#### ①環境教育の推進

ごみの減量化・資源化を推進するため、市民一人ひとりのライフスタイルの見直しに向けた環境教育の推進に努めます。そのためには、幅広い年齢層に対する環境学習の機会を創出することが必要なため、衛生組合連合会や美化推進委員と連携し、説明会や講座を開催しながらごみの減量・リサイクルの情報を提供し、市民の協力を求めています。

特に、児童・生徒を対象とした環境教育に重点を置き、関係機関と連携を取りながら実施していきます。

## ②意識啓発の推進

ごみ処理の現状や課題の周知とごみの減量化・資源化に対する意識啓発を図ります。

また、保健カレンダーやホームページ、おらんだラジオにより分別の意識啓発を推進していきます。

## ③市民への情報発信

市報や隣組回覧、ホームページの活用などにより、ごみの分別徹底やリサイクルの推進に向けた情報を積極的に提供します。特に身近な情報源としてのホームページやSNSにおけるごみカレンダーやごみの分別について、逐次更新していきます。

一方で、情報機器に不慣れな高齢者等にもわかりやすいガイドブックなどを通じた広報活動や情報提供も充実し、ごみの分別の一層の推進を図ります。

# 2

## 分別の徹底によるごみの減量化と資源化の推進

### 施策(2) ごみの減量化に向けた意識向上

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、919g（直近5年間平均）です。

ごみの分別を徹底することにより、燃やせるごみの排出量を減らすことは、焼却処理量の削減や、環境に対する負荷の軽減、ごみ焼却施設への負担の軽減、ごみ処理経費の削減につながるため、今後も引き続きごみの減量化を進める必要があります。

こうした状況を踏まえ、本計画では以下の施策を展開しながらごみ減量化を目指します。

### ①家庭系ごみの減量化

本市のごみ発生量の約70%は家庭系ごみであるため、ごみ分別の徹底を図り、まず家庭系ごみの減量に努めなければなりません。

具体的には、食品の買いすぎや料理の作りすぎをしない、料理の食べ残しをしない、ごみとして排出する前に水切りを行うなど、家庭から排出されるごみの処理について、本市のホームページやチラシを活用し、分別の徹底について啓発活動を強化していきます。

また、各地区に「長井市廃棄物減量等推進員」を配置することにより、さらなる分別の強化に取り組んでいきます。

中央地区については、生ごみと可燃ごみの平行収集をすることでリサイクルを継続し、資源化を促進するための手法を適宜検討します。

### ②事業系ごみの減量化

事業系ごみの減量化に向けて排出者責任を徹底させ、排出事業者の自己責任による減量化・資源化や適正処理の指導を行います。

また、ごみ処理施設において搬入物の検査を実施し、事業系の資源ごみの搬入規制に取り組めます。事業者と収集・運搬業者の双方に働きかけることにより、事業系ごみの分別を推進し、減量化を図ります。

### 施策(3) リデュース・リユース・リフューズ・リペアの活発化

ごみの減量を進める上では、ごみの発生抑制と再利用が重要であることから、リデュース・リユース・リフューズ・リペアに関する優良事例等の情報を発信していきます。また、以下の施策を継続することで活発化を目指します。

#### ①（可燃ごみ袋で排出する）生ごみの減量化（リデュース）

食品の買いすぎを控え食べ切れるだけの食品を購入する、食材の適量使用による食べ残しを出さないようにするなど、ごみの発生抑制につながる具体的な取組みについて情報提供していきます。

#### ②リターナブル瓶排出の適正化（リユース）

市で収集している瓶は破碎処理後、ガラス製品の主原料になります。しかし、一升瓶やビール瓶等の繰り返し使用できるリターナブル瓶は、酒屋等の販売店に持って行くことで製造元等が選別・洗浄を行い、再利用（リユース）することができ、瓶の製造に係る環境負荷を低減することができます。

このことから、リターナブル瓶を販売店にお持ちいただくよう啓発するとともに、集団資源回収時の一升瓶に対する奨励金を継続していきます。

#### ③レジ袋、過剰包装の削減（リフューズ）

レジ袋の削減に向けて、市民に対してマイバックの持参を今後も継続して呼びかけます。

また、買い物に際して過剰包装を断る習慣が定着するよう、市民・事業者の双方に働きかけます。

### 施策(4) リサイクルの推進

本市の令和4年のリサイクル率は、16.7%と減少傾向ですが、本計画では以下の施策を展開することで、リサイクルの推進を目指します。

また、このとき、以下の事項についても配慮することとします。

- ・適正なごみの分別を推進し、資源ごみの回収量の増加に努めます。
- ・資源集団回収などリサイクル活動の推進が地域の活性化にも資するよう配慮します。

#### ①家庭系ごみのリサイクルの推進

今後も資源物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動の強化に努めます。このほか、資源化可能なものについては、以下に示すような多様な方策で資源化の仕組みづくりに努めます。

- 行政による資源ごみ回収の他、飲料用紙パック、トレイ、ペットボトル等の店頭回収を推進します。また、店頭回収を行う店舗の増加や改修品目の拡大などについて、事業者の協力を求めます。
- 使用済小型電子機器の分別回収を推進するとともに、回収品目の見直しを適宜行い、再資源化に努めます。
- 調理場や家庭で使用した食用油の回収と、リサイクルせっけんづくりの取組みを継続していきます。

## ②事業系ごみのリサイクルの推進

事業者を対象にリサイクルできるものは分別を徹底するよう、チラシ等で啓発を推進します。

このほか、スーパー等の小売店からの食品残渣、飲食店からの厨芥類など、事業系の食品廃棄物については、できるだけ事業者によるリサイクル等を推進し、ごみ処理施設には搬入しないよう働きかけます。

## ③リサイクル製品の利用拡大

再生資源やリサイクル製品の利用推進に向けて、市において環境に配慮した製品を優先的に購入するグリーン購入を引き続き率先して行います。また、市民や事業者に対し、再生品や環境保全型商品（エコマーク商品等）の情報提供を行い、再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などと呼びかけます。

## ④生ごみなどのリサイクルの推進

庭木の伐採・剪定枝については、木質バイオマスの燃料に活用するなど、チップ化や堆肥化等による資源化、再利用の方策について推進していきます。

生ごみを活用したレインボープラン農産物は、本市の地域循環システムの象徴でした。一方で、開始から 25 年が経過し、市民のライフスタイルの変化とともに生ごみ収集量は減少の一途をたどっています。加えて、レインボー認証農産物生産者の担い手不足やコンポストセンターの老朽化も深刻な問題となっています。

本市の象徴的な取組である「地域内循環システム」を環境面と経済面に配慮し持続可能な形となるよう、システムの見直しを行う必要があります。

# 3

## ごみの適正処理

### 施策(5) 適正な収集・運搬

本市では、広域行政の適正を図りながら、広域処理の状況を踏まえ、本計画では以下の施策を展開することにより、今後も適正な収集・運搬体制を維持し、市域における衛生的かつ快適な生活環境を確保します。

## ①効率的な収集・運搬の継続

計画収集区域は、市内全域とします。ごみの分別区分と排出方法は、現行の体制を維持

します。分別品目は、法律の改正等を踏まえて随時見直しを行います。

家庭系ごみの収集運搬体制については、業務委託により行っており、今後も継続して行うものとし、収集回数も現行の回数で継続します。

事業系ごみの収集運搬体制については、直接搬入及び許可業者に依頼することにより行っており、今後も継続して行うものとします。

市民に対してよりきめ細かな対応を行えるよう、以下に示す事項について、本計画策定後も検討を継続します。

- ごみの分別区分と排出方法は、ごみ減量等の観点から、適宜見直しを行います。
- 家庭系ごみの排出量は、将来的には減少傾向で推移すると予測されるため、収集頻度は今後の動向を踏まえた上で適宜見直しを行います。
- 経費の削減に向けて効率的なごみ収集を行うため、ごみ収集所の設置数・設置場所について適宜見直しを行います。

## ②ごみ収集所の適正な管理の継続

ごみ処理に関して、市民と清掃行政の接点となるごみ収集所については、現在各地区等で管理運営されていることから、今後も清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、各地区との連携・協力に努めます。

ごみ出しルールを守らない市民に対しては、特定できるときは、適正な指導を行います。

## ③安全なごみ収集の継続

ごみへの危険物（スプレー缶やライター等）混入により、ごみ収集車両の火災事故が発生する可能性があるため、市民に対してごみの分別徹底を周知することにより、収集作業時の安全確保に努めます。

また、収集・運搬業者に対しては、収集作業時における安全や衛生への配慮に加え、騒音や悪臭など生活環境への影響を及ぼさないよう努めるなど、適正な指導を行います。

## ④人口減少・高齢化への対応

高齢世帯（高齢者の単独世帯、高齢夫婦のみの世帯）や障がい者・要介護者のいる世帯を対象とした収集のあり方について検討します。

# 4

## ごみの最終処分量の削減

### 施策(6) 適正な処理・処分

#### ①安全かつ適正な中間処理の継続

中間処理については、今後も「燃やせるごみ」、「資源物（びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類）」は、引き続き千代田クリーンセンターにおいて、共同処理を行います。不燃ごみについては、長井クリーンセンターで選別・処理等を行い、鉄及びアルミを資源化して行きます。

安全かつ適正な中間処理は、環境負荷の軽減のほか、ごみ処理経費の削減にもつながるため、今後も適正なごみ処理に努めます。

また、資源ごみの品質向上を図るため、引き続き分別徹底を市民や事業者呼びかけます。

## ②最終処分量の削減と資源化量の増加

本市では、近年最終処分量は減少傾向で推移していますが、ごみの減量化と資源化の推進により、今後も一層の最終処分量の削減に努める必要があります。

特に資源化量の増加は、最終処分量の削減に直結するため、今後も最終処分量削減に向けて、ごみの分別徹底を市民や事業者呼びかけます。

現在、回収した資源ごみは、千代田クリーンセンターで中間処理し資源化しています。サントリーグループと使用済みペットボトルを新たなペットボトルに生まれ変わらせる「ボトルtoボトル」水平リサイクルに協働で取り組んでおり、今後も効率的なリサイクル体制の継続に努め、経済性・効率性に配慮した取り組みを検討します。

## ③不法投棄の防止

本市は、森林が多く、ごみの不法投棄を招きやすい地理的条件にあります。また、不法投棄の防止に向けて常時監視することは困難であり、現時点では不法投棄を防止するための有効な手段が見つからず、対応に苦慮している状況にあります。

このため、現状では、不法投棄を発見するたびに、個別に撤去等の対処を行っています。

今後も、不法投棄の防止に向けて関係機関のほか、地元の住民や団体などと連携を図るとともに、パトロールの実施と監視カメラの設置等により、監視を強化し、不法投棄の未然防止に努めます。

## ④災害廃棄物の処理

災害時に発生する廃棄物の処理や、災害によるごみ処理施設の被災などにより、一時的に通常のごみ処理が不可能になった場合に備えて、近隣自治体や関係団体と連携していきます。

また、大規模な地震や水害などの災害時に大量に発生することが想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制を整備します。このとき、大規模な災害発生後数か月程度は、ごみの仮置き、一時保管場所の確保が必要となるため、公共用地や民有地を活用した仮置き場の検討を行います。

## 第4節

## 市民や事業者との連携による取組み

本市は、市民や事業者との連携・協力の下で協働して、以下の取組みを重点的に推進することにより、今後も引き続きごみ減量化・資源化に努め、本計画で掲げた将来の数値目標の達成を目指します。

### 1

### 市民の役割

市民は、一人ひとりが自らの生活様式を見直し、ごみの「発生抑制」「再利用」「再生利用」「いらないものを断る」「壊れたものを直す」の5Rに積極的に取り組み、ごみの減量化・資源化に努めます。

#### (1) ごみ分別の徹底

ごみの適正な分別を行い、ごみの減量化・資源化に取り組みます。

各地区長や廃棄物減量等推進員と協力して、ごみ出しのルール・マナーについてお互いに声を掛け合うよう努めます。

#### (2) 集団資源回収の推進

地域のつながりを意識した集団資源回収に積極的に参加し、古紙などの資源ごみのリサイクルに取り組みます。

#### (3) 食品ロス削減運動の推進

生ごみの減量に向けて、未利用食品を出さない、買いすぎない、料理は適量を作る、食べ残しをしないなどごみの発生抑制に心がけます。

#### (4) (可燃ごみ袋で排出する) 生ごみの減量化の推進

台所での生ごみの水切り徹底やお茶がらなど水分の多いものは乾かしてから捨てる、一部地域においては、生ごみリサイクルのための分別収集に積極的に参加します。

### 2

### 事業者の役割

事業者は、市民同様ごみの発生抑制、再使用、再利用の3Rに積極的に取り組むとともに、ごみは自らの責任で分別し、適正な処理を行います。

#### (1) 紙類などの再生利用の推進

事業所などから排出される事業系ごみには紙類が多く含まれていることから、適正な分別に努め、紙などリサイクルできるものはリサイクルに努めます。また、廃棄される食品や剪定枝、刈り草などリサイクルできるものについても、リサイクルに努めます。

## (2) ごみの発生抑制

ごみになりにくい製品開発に努め、製造過程からごみの発生抑制を図ります。

## (3) 環境負荷が少ないサービスの提供

過剰包装を抑えるなど、環境に負荷の少ないサービスの提供に努めます。

---

## 第4章 計画の推進と進行管理

### 第1節

#### 計画の推進体制

本計画では、ごみの減量を推進することを第一とし、循環型社会の実現を目指しています。

このとき、住民・事業者・行政の三者が、ごみの排出や処理の現状・問題点を共通認識するとともに、情報交換等を行いながらコミュニケーションをとることで理解が深まり、互いに連携・協力を図りながら、それぞれの役割と責務を果たしていけるものと考えます。

本計画で提案する施策は、住民・事業者・行政のパートナーシップにより、公平な分担と連携のもとで効率的かつ効果的に推進していきます。

また、本計画に基づく施策を推進していくうえで、県、隣接市町、関係機関などに対して協力や要請を求める場合が想定されるため、今後も県などと連携・協力体制の強化にも努めます。

## 第2節

## 計画の進行管理

本計画を推進するにあたり、進捗状況や達成状況等を定期的に点検・評価を行うことにより、本市におけるごみ処理の継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況は、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用いて把握します。この方法は、①策定（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出などを行うものです。

このサイクルによる計画の点検・評価は、年度ごとに実施することを基本とし、計画の実施状況や見直し内容などについては、年度毎に広報やホームページを通じて広く住民や事業者公表します。また、それに対する意見や提案をいただき、今後の施策に反映させます。

